

令和4年度

市税概要



龍ヶ崎市



龍ヶ崎市マスコットキャラクター
「まいりゅう」

目 次

I 龍ヶ崎市の概要	
(1) 龍ヶ崎市プロフィール	1
(2) 龍ヶ崎市の位置	1
(3) 龍ヶ崎市の人口	1
II 龍ヶ崎市の税務概要	
(1) 龍ヶ崎市行政組織機構	2~3
(2) 税務課・納税課職員配置表	3
(3) 税務課・納税課分掌事務	4
(4) 市税について	5
(5) 令和3年度決算額及び令和4年度当初予算額	6
(6) 市税収入	7~8
(7) 市税収入等の年度別比較	9
III 個人市民税	10
(1) 納税義務者数	11
(2) 調定額の推移	12
(3) 所得区分別所得額	13
(4) 所得区分別所得割納税義務者数	13
(5) 所得区分別所得割額	13
(6) 特別徴収義務者数	13
(7) 控除別納税義務者数	14
(8) 寄附金（ふるさと納税等）税額控除	15
(9) 個人市民税税率の推移	15
IV 法人市民税	16
(1) 均等割税率別法人数	17
(2) 調定額の推移	17
(3) 産業分類別法人数	18
V 固定資産税	19
(1) 課税状況	
①納税義務者数	20
②課税標準額	21

(2) 土 地	
①決定価格・課税標準額等	22
②筆数	23
(3) 家 屋	
①木造家屋	23
②非木造家屋	24
(4) 償却資産	
①納税義務者数	25
②決定価格・課税標準額等	25
VI 国有資産等所在市町村交付金	26
(1) 国有資産等所在市町村交付金	26
VII 都市計画税	27
(1) 決定価格・課税標準額等	28
VIII 軽自動車税	29～30
(1) 車種別課税台数	31
(2) 車種別調定額	32
IX 市たばこ税	33
(1) 売上本数・調定額	34
X 徴 収	35
(1) 市税の徴収率	35
(2) 納付の利便性の向上	36～38
(3) 徴収率向上への取組	39
(4) 滞納処分等	
① 差押	39
② 滞納処分の執行停止	40
③ 不納欠損	41
XI 証 明 書 等	
(1) 令和3年度各種証明書件数及び手数料年間集計表	42

I 龍ヶ崎市の概要



(1) 龍ヶ崎市プロフィール

龍ヶ崎市は、茨城県の南部、東京の北東約45km・筑波研究学園都市の南約20km・成田国際空港の北西約20kmに位置し、東西約12km・南北約9kmの市で、面積は78.59平方kmです。

皇居のお堀から譲り受けた白鳥が優雅に泳ぎ、冬には夕日に映える雄大な富士山が望める牛久沼。筑波山はもちろん、天気の良い日には富士山や東京スカイツリーが見える龍ヶ崎で一番高い場所の龍ヶ岡公園内のたつのこやま。住宅街には大小さまざまな公園も数多くあり、自然があふれています。また、市内に広がる田園地帯では地平線が見え、都心から近いのにどこか遠くの田舎に来たような感覚が味わえます。

また、子育て相談などができる子育て支援センター「さんさん館」や、温浴交流施設「湯ったり館」、体育館・プールがある「ニューライフアリーナ龍ヶ崎(たつのこアリーナ)」、大学サッカー・ラグビーが行われる「流通経済大学龍ヶ崎フィールド(たつのこフィールド)」、大学野球も行われる「TOKIWAスタジアム龍ヶ崎(たつのこスタジアム)」といった総合運動公園など、家族連れをはじめとする市民に親しまれている施設もあり、豊かな自然の中で暮らしやすい街です。

(2) 龍ヶ崎市の位置

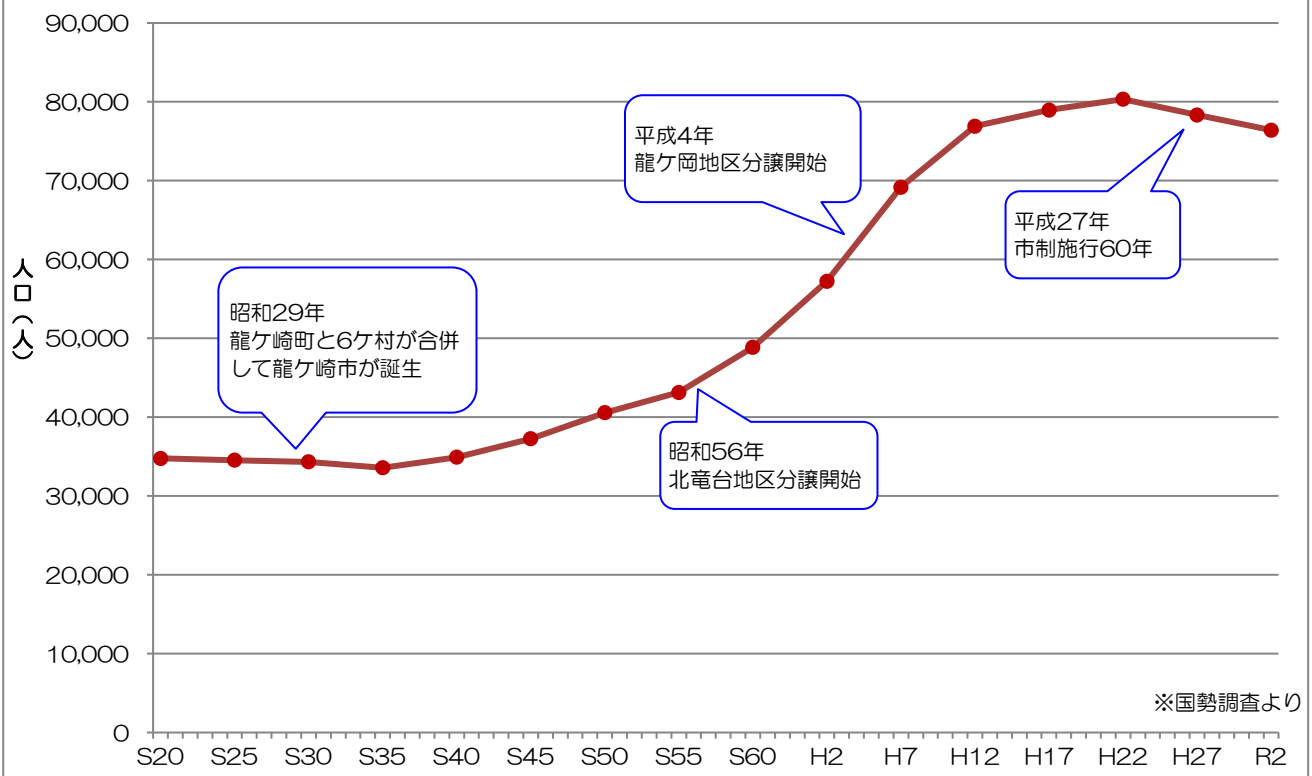
茨城県の南部
東西約12.3km 南北約9.3km
面積78.59平方km



(3) 龍ヶ崎市の人口 (住民基本台帳)

76,020人 (令和4年8月1日現在)
男 37,825人
女 38,195人
世帯数 35,128世帯

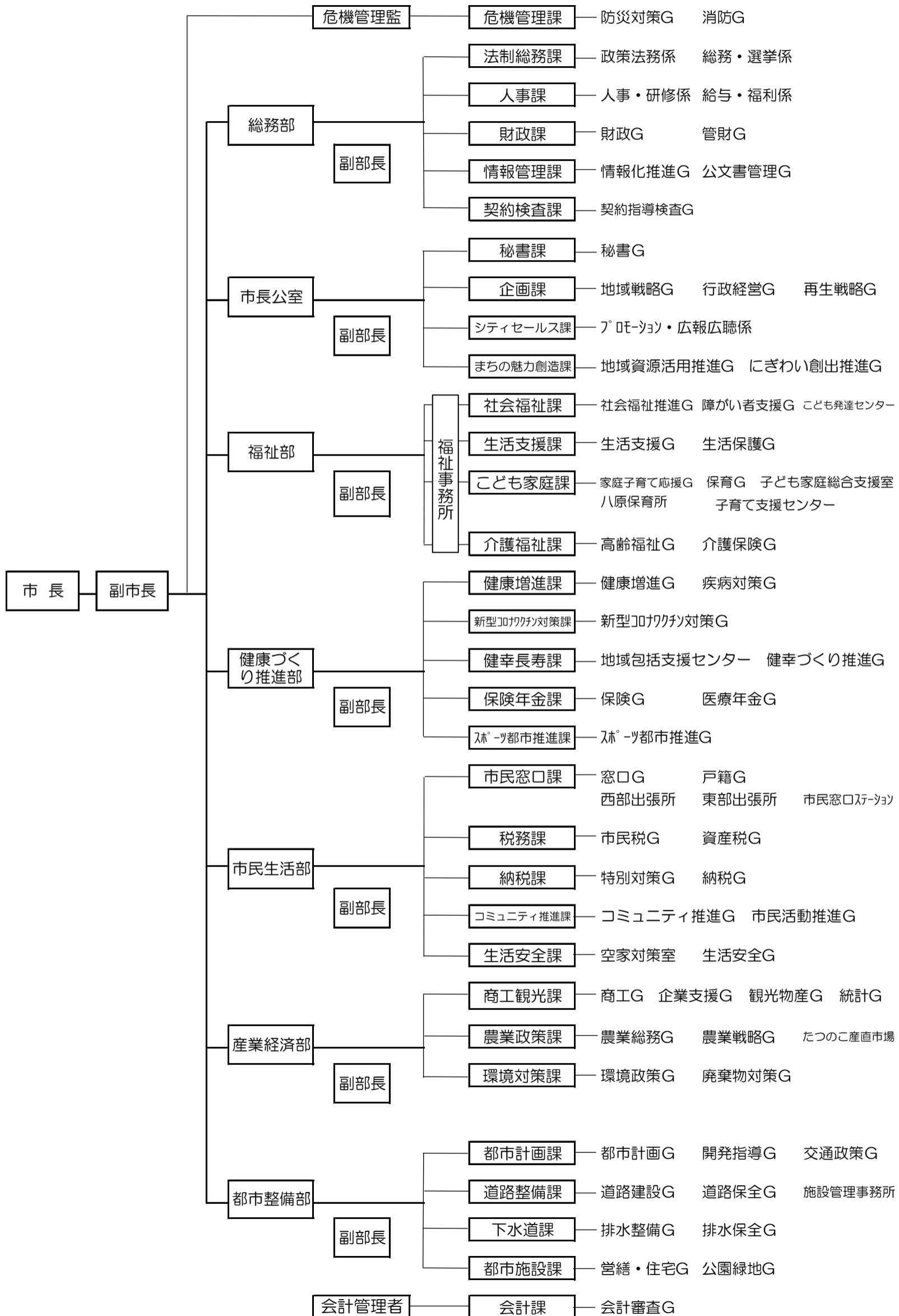
龍ヶ崎市人口の推移



II 龍ヶ崎市の税務概要

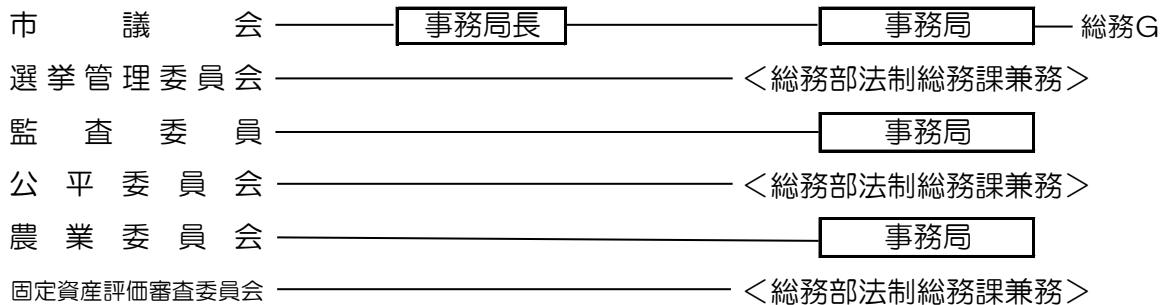
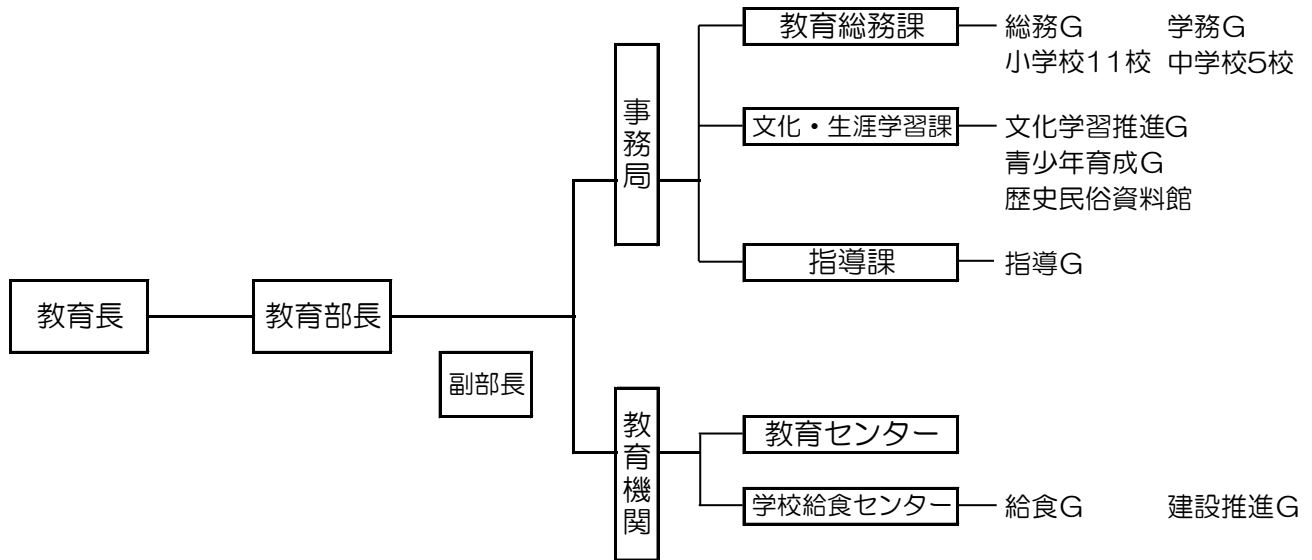
(1) 龍ヶ崎市行政組織機構(令和4年4月1日現在)

※Gはグループの略



教育委員会

※Gはグループの略



(2) 税務課・納税課職員配置表

令和4年4月1日

課名	役職名	課長	課長補佐 グループリーダー	主査 係長 副主査	主幹 副主幹	主事 主事補	計
	グループ名						
税務課		1					1
	市民税グループ		1	1	3	3	8
	資産税グループ		1	1	2	2	6
	小計	1	2	2	5	5	15
納税課		1					1
	特別対策グループ		1		2	2	5
	納税グループ		1	2		1	4
	小計	1	2	2	2	3	10
合計		2	4	4	7	8	25

(3) 税務課・納税課分掌事務

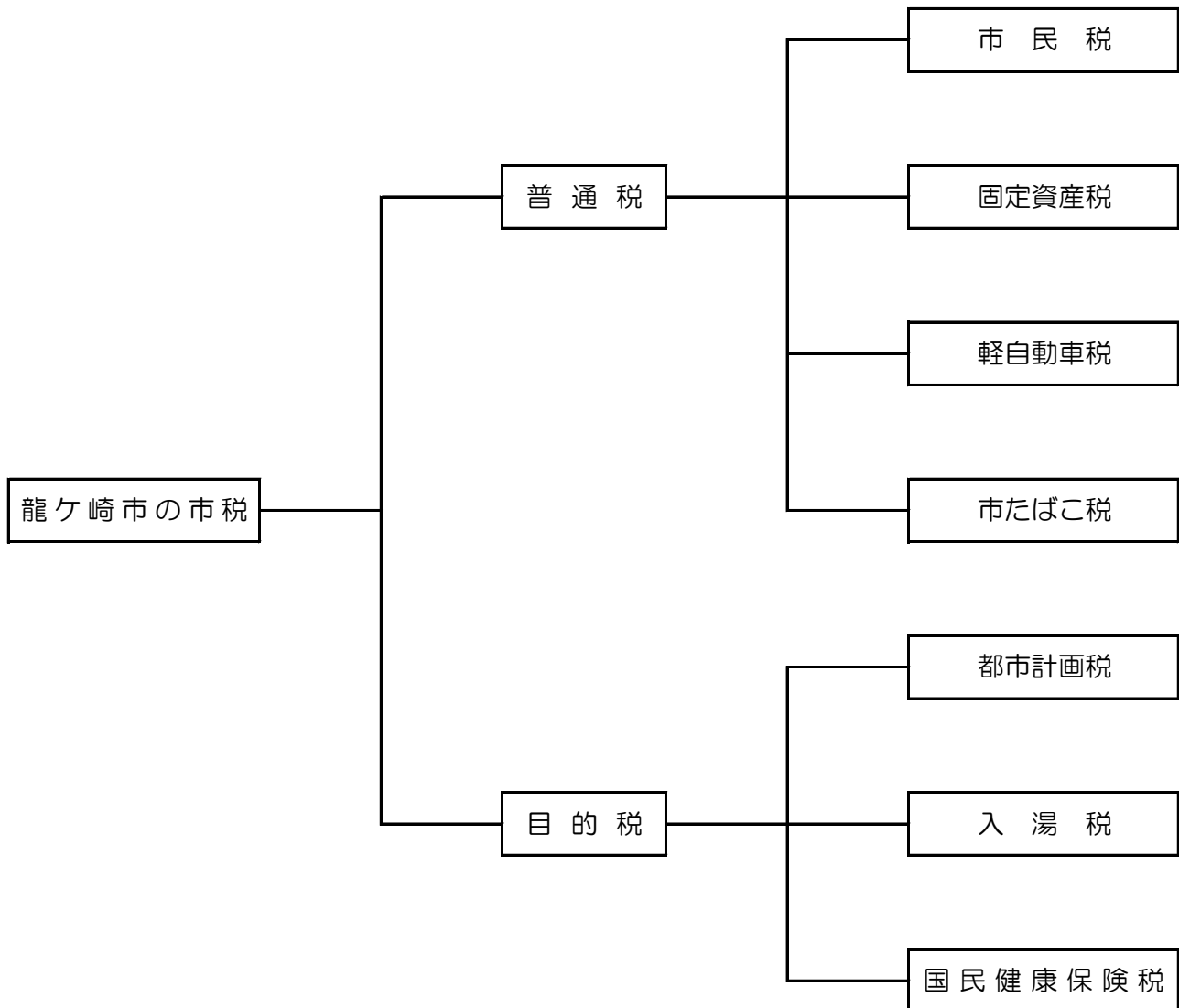
令和4年4月1日

課名	グループ名	分掌事務
税務課	市民税グループ	(1) 市民税の賦課に関する事。 (2) 市民税の課税資料の調査及び収集に関する事。 (3) 市税等の証明に関する事。 (4) 入湯税に関する事。 (5) 課内の庶務に関する事。
	資産税グループ	(1) 固定資産の調査及び評価に関する事。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。 (3) 土地台帳, 家屋台帳, 地図等の整備保管に関する事。 (4) 課税台帳の縦覧に関する事。 (5) 償却資産の調査及び評価に関する事。 (6) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 (7) 特別土地保有税に関する事。 (8) 軽自動車税の賦課に関する事。 (9) 市たばこ税に関する事。 (10) 自動車臨時運行許可に関する事。
納税課	特別対策グループ	(1) 市税(国民健康保険税を含む。以下この表において同じ。)の納税相談及び滞納整理に関する事。 (2) 市税の催告に関する事。 (3) 差押え(参加差押えを含む。)及び公売に関する事。 (4) 債権の届出に関する事。 (5) 市税の執行停止及び欠損に関する事。 (6) 徴収の囑託及び受託に関する事。 (7) 茨城租税債権管理機構に関する事。 (8) 納税推進会議に関する事。
	納税グループ	(1) 納税思想の普及に関する事。 (2) 市税の徴収管理に関する事。 (3) 市税の督促状発行に関する事。 (4) 市税の口座振替に関する事。 (5) 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。 (6) 課内の庶務に関する事。

(4) 市税について

市税の種類

税金は、納める先によって、国税、（都道府）県税、市（区町村）税の3つに区分されます。このうち市に納めていただくものが市税です。なお、市税の種類については以下のとおりです。



普通税は、納められた税金の使いみちが特に定められていないので、どのような事業の費用にも充てることができる税金です。

目的税は、納められた税金の使いみちが、法令によって定められている税金です。

都市計画税は、下水道、生活道路等の都市計画施設の整備のために使われています。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に使われます（市税条例の免除規定により、本市では実質的に課税していません）。

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の健康増進や医療費に使われています。

(5) 令和3年度決算額及び令和4年度当初予算額

【令和3年度決算額】

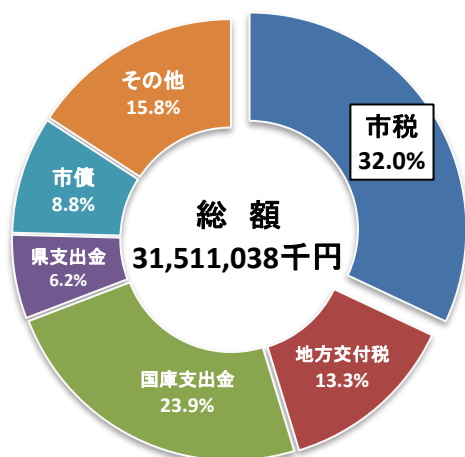
一般会計歳入決算額

区 分	金額 (千円)	割合
市 税	10,079,798	32.0%
地方交付税	4,192,571	13.3%
国庫支出金	7,527,279	23.9%
県支出金	1,965,673	6.2%
市 債	2,759,815	8.8%
そ の 他	4,985,902	15.8%
合 計	31,511,038	100%

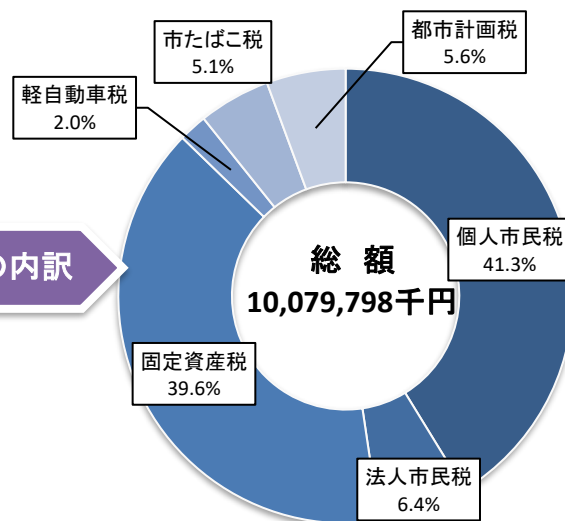
内 訳

市税の内訳と決算額

区 分	金額 (千円)	割合
個人市民税	4,160,707	41.3%
法人市民税	646,376	6.4%
固定資産税	3,986,138	39.6%
軽自動車税	202,929	2.0%
市たばこ税	515,814	5.1%
都市計画税	567,834	5.6%
合 計	10,079,798	100%



市税の内訳



【令和4年度当初予算額】

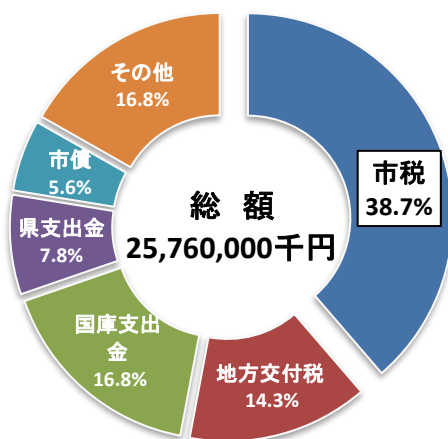
一般会計歳入当初予算額

区 分	予算額 (千円)	割合
市 税	9,962,330	38.7%
地方交付税	3,681,001	14.3%
国庫支出金	4,316,548	16.8%
県支出金	2,021,343	7.8%
市 債	1,454,900	5.6%
そ の 他	4,323,878	16.8%
合 計	25,760,000	100%

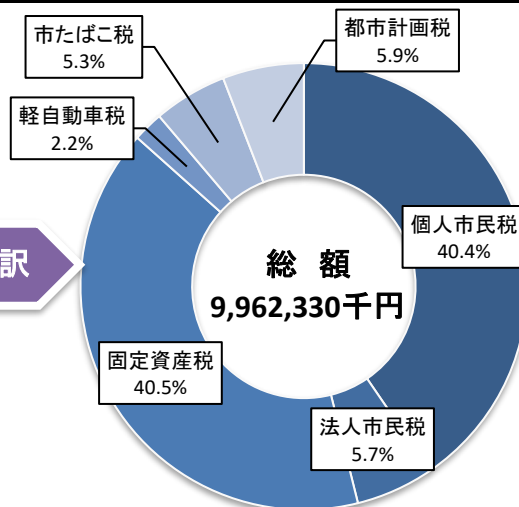
内 訳

市税の内訳と当初予算額

区 分	予算額 (千円)	割合
個人市民税	4,024,667	40.4%
法人市民税	573,942	5.7%
固定資産税	4,030,038	40.5%
軽自動車税	218,374	2.2%
市たばこ税	530,000	5.3%
都市計画税	585,309	5.9%
合 計	9,962,330	100%



市税の内訳



(6) 市税収入(税目別市税賦課徴収状況)

(単位：千円, %)

区 分		令和元年度					
		予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率	
市民税	個人		4,195,542	4,233,833	4,157,658	5,733	98.20%
		現年度課税分	4,170,290	4,193,662	4,132,857		98.55%
		滞納繰越分	25,252	40,171	24,801	5,733	61.74%
	法人		686,703	730,090	714,742	300	97.90%
		現年度課税分	685,354	716,698	713,772		99.59%
		滞納繰越分	1,349	13,392	970	300	7.25%
固定資産税	固定資産税		4,027,476	4,143,066	4,060,223	4,992	98.00%
		現年度課税分	3,979,435	4,066,233	4,012,457		98.68%
		滞納繰越分	22,392	51,184	22,117	4,992	43.21%
	交付金	国有資産等所在 市町村交付金	25,649	25,649	25,649		100.0%
軽自動車税		190,900	194,663	183,141	1,243	94.08%	
	現年度課税分	188,482	185,844	180,928		97.35%	
	滞納繰越分	2,418	8,819	2,213	1,243	25.09%	
市たばこ税		476,305	494,075	494,075		100.0%	
	現年度課税分	476,305	494,075	494,075		100.0%	
	滞納繰越分						
都市計画税		585,017	586,927	575,003	732	97.97%	
	現年度課税分	581,715	579,422	571,760		98.68%	
	滞納繰越分	3,302	7,505	3,243	732	43.21%	
現年度課税分合計		10,107,230	10,261,583	10,131,498		98.73%	
滞納繰越分 合計		54,713	121,071	53,344	13,000	44.06%	
合 計		10,161,943	10,382,654	10,184,842	13,000	98.09%	

※令和元年度以降の軽自動車税には、環境性能割を含む。

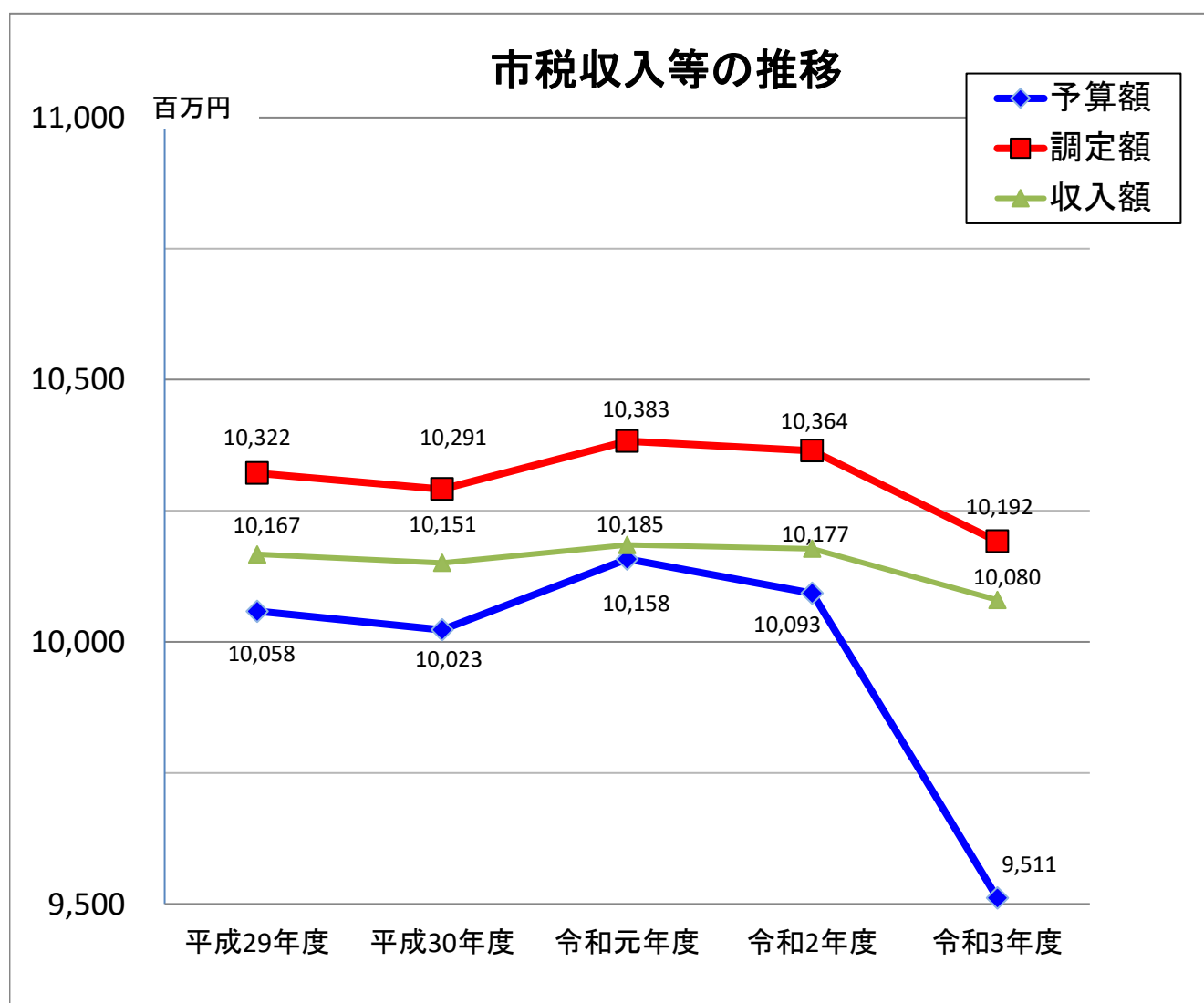
(単位：千円、%)

令和2年度					令和3年度				
予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率	予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率
4,196,142	4,269,547	4,200,487	20,130	98.38%	3,854,425	4,216,129	4,160,707	2,306	98.69%
4,150,707	4,199,960	4,156,069		98.95%	3,818,124	4,167,032	4,122,074		98.92%
45,435	69,587	44,418	20,130	63.83%	36,301	49,097	38,633	2,306	78.69%
535,510	576,245	561,088	1,132	97.37%	416,783	653,109	646,376	312	98.97%
534,018	561,077	558,904		99.61%	409,736	638,972	637,586		99.78%
1,492	15,168	2,184	1,132	14.40%	7,047	14,137	8,790	312	62.18%
4,103,250	4,225,739	4,145,061	30,366	98.09%	3,964,847	4,021,589	3,986,138	5,740	99.12%
4,047,861	4,122,981	4,085,687		99.10%	3,905,100	3,946,475	3,925,872		99.48%
30,702	78,080	34,696	30,366	44.44%	35,129	50,496	35,648	5,740	70.60%
24,687	24,678	24,678		100.0%	24,618	24,618	24,618		100.0%
199,095	206,543	195,946	4,536	94.87%	206,681	211,966	202,929	3,088	95.74%
194,864	196,289	192,630		98.14%	201,666	205,845	200,995		97.64%
4,231	10,254	3,316	4,536	32.34%	5,015	6,121	1,934	3,088	31.59%
466,819	488,803	488,803		100.0%	503,894	515,814	515,814		100.0%
466,819	488,803	488,803		100.0%	503,894	515,814	515,814		100.0%
591,723	597,587	586,064	4,353	98.07%	564,795	572,896	567,834	815	99.12%
588,332	586,394	581,090		99.10%	559,802	565,726	562,772		99.48%
3,391	11,193	4,974	4,353	44.44%	4,993	7,170	5,062	815	70.60%
10,007,288	10,180,182	10,087,861		99.09%	9,422,940	10,064,482	9,989,731		99.26%
85,251	184,282	89,588	60,517	48.61%	88,485	127,021	90,067	12,261	70.91%
10,092,539	10,364,464	10,177,449	60,517	98.20%	9,511,425	10,191,503	10,079,798	12,261	98.90%

(7) 市税収入等の年度別比較

(単位：千円、%)

区分 年度	予算額		調定額		収入額	
		前年比		前年比		前年比
平成29年度	10,058,332	101.5%	10,321,652	100.8%	10,166,700	101.2%
平成30年度	10,022,763	99.6%	10,291,203	99.7%	10,150,573	99.8%
令和元年度	10,157,943	101.3%	10,382,654	100.9%	10,184,841	100.3%
令和2年度	10,092,530	99.4%	10,364,465	99.8%	10,177,450	99.9%
令和3年度	9,511,425	94.2%	10,191,503	98.3%	10,079,798	99.0%



Ⅲ 個人市民税

個人市民税とは・・・

市内に住所のある人や、市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷のある人に負担していただく税金です。個人市民税には、一定以上の所得がある方に均等に負担していただく【均等割】と、所得に応じて負担していただく【所得割】があります。

なお、税額の決定や徴収は、県民税も併せて行います。

1. 個人市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める市民税	
	均等割	所得割
1月1日現在、市内に住所がある人	○	○
1月1日現在、市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷のある人	○	—

2. 税額の計算と税率

個人市・県民税	＝	均等割 6,000円 (市民税3,500円 ※1 県民税2,500円 ※1.2)	＋	所得割 課税所得×10% (市民税6% 県民税4%)
---------	---	--	---	--

※1 平成26年度から令和5年度まで、市民税及び県民税に東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、それぞれ500円が上乗せされています。

※2 平成20年度から令和8年度まで、茨城県では、県民税に森林湖沼環境税分として1,000円が上乗せされています。

◎ 個人市民税が課税されない人

(1) 均等割も所得割も課税されない人

① 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親の方→合計所得金額が 135万円以下

(2) 均等割が課税されない人

① 扶養なしの場合→合計所得金額が 38万円以下

② 扶養ありの場合→合計所得金額が 28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+26万8千円以下

(3) 所得割が課税されない人

① 扶養なしの場合→総所得金額等が 45万円以下

② 扶養ありの場合→総所得金額等が 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+42万円以下

3. 個人市民税の納め方

(1) 給与所得者の場合：【給与特別徴収】

・6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者（事業者等）が毎月の給料から差し引いて納めます。

(2) 公的年金所得者の場合：【年金特別徴収】

・4月、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

(3) 上記1及び2以外の所得者の場合：【普通徴収】

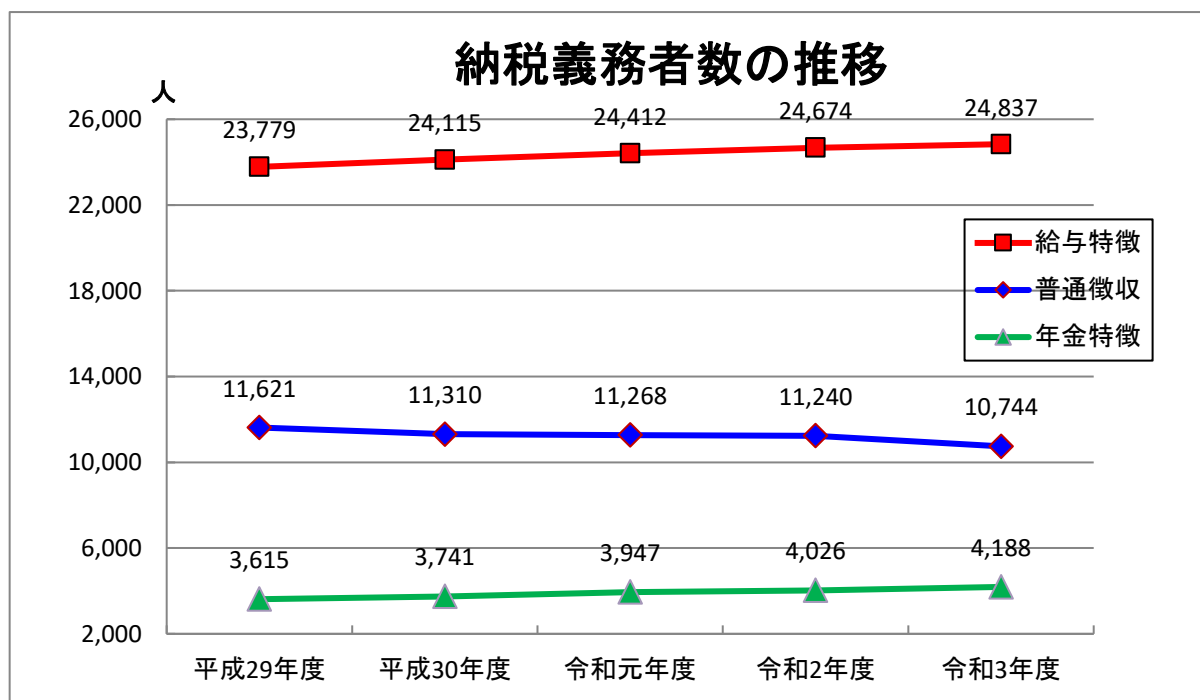
・市から送られる納税通知書によって通常6月、8月、10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。

個人市民税

(1) 納税義務者数(各年度決算)

(単位：人)

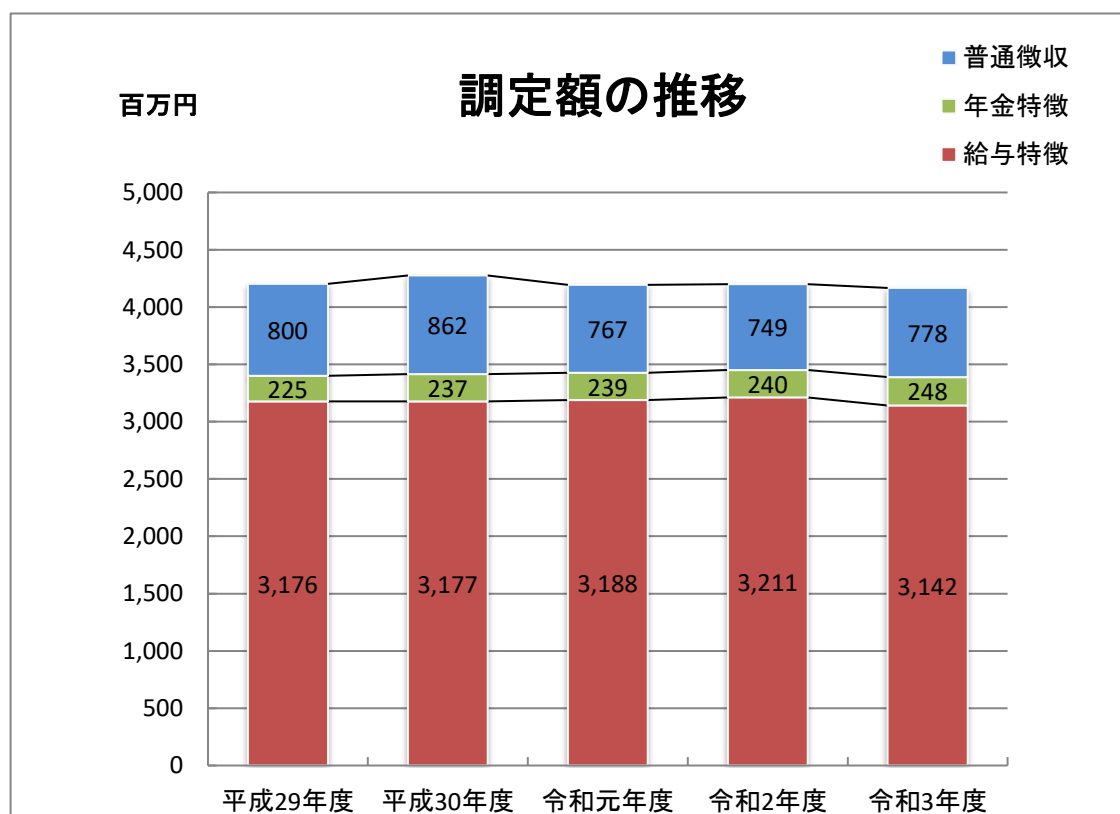
年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分						
賦課期日人口		78,289	77,857	77,560	77,222	76,590
給与特徴	均等割のみ	1,097	1,182	1,199	1,207	1,276
	均等割+所得割	22,682	22,933	23,213	23,467	23,561
	小計	23,779	24,115	24,412	24,674	24,837
年金特徴	均等割のみ	790	791	1,010	1,061	1,057
	均等割+所得割	2,825	2,950	2,937	2,965	3,131
	小計	3,615	3,741	3,947	4,026	4,188
普通徴収	均等割のみ	1,558	1,554	1,429	1,376	1,318
	均等割+所得割	10,063	9,756	9,839	9,864	9,426
	小計	11,621	11,310	11,268	11,240	10,744
合計	均等割のみ	3,445	3,527	3,638	3,644	3,651
	均等割+所得割	35,570	35,639	35,989	36,296	36,118
	合計	39,015	39,166	39,627	39,940	39,769



(2)調定額の推移(各年度決算)

(単位：千円)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分						
給与特徴	均等割	82,477	88,801	88,880	89,899	90,424
	所得割	3,048,846	3,044,473	3,073,119	3,093,159	3,003,478
	退職分	44,660	43,750	26,213	28,376	47,634
	小計	3,175,983	3,177,024	3,188,212	3,211,434	3,141,536
年金特徴	均等割	19,245	20,717	22,161	22,679	23,032
	所得割	206,113	216,296	216,646	217,145	224,749
	小計	225,358	237,013	238,807	239,824	247,781
普通徴収	均等割	35,060	27,555	27,632	27,205	25,732
	所得割	765,347	833,989	739,011	721,497	751,983
	小計	800,407	861,544	766,643	748,702	777,715
合計	均等割	136,782	137,073	138,673	139,783	139,188
	所得割	4,020,306	4,094,758	4,028,776	4,031,801	3,980,210
	退職分	44,660	43,750	26,213	28,376	47,634
	合計	4,201,748	4,275,581	4,193,662	4,199,960	4,167,032



(3)所得区分別所得額(各年度7月1日現在)

(単位：千円)

所得	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給与所得	94,246,922	95,109,845	95,666,884	97,326,272	98,335,524
営業等所得	4,556,256	4,507,898	4,447,609	4,835,579	5,055,306
農業所得	341,210	233,473	202,230	175,021	△ 36,897
不動産所得	2,390,148	2,325,907	2,298,802	2,336,955	2,321,534
雑所得	11,594,668	11,765,870	11,755,229	12,933,570	13,290,106
その他所得	5,124,767	2,560,906	2,677,109	3,274,603	3,848,160
合計	118,253,971	116,503,899	117,047,863	120,882,000	122,813,733

※分離課税分の所得を除く

(4)所得区分別所得割納税義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給与所得	27,948	28,375	28,580	28,374	28,411
営業等所得	1,251	1,253	1,215	1,265	1,254
農業所得	102	88	72	63	36
その他所得	5,627	5,661	5,678	5,800	5,880
譲渡等所得	541	443	459	404	499
合計	35,469	35,820	36,004	35,906	36,080

(5)所得区分別所得割額(各年度7月1日現在)

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給与所得	3,339,543	3,369,311	3,376,044	3,272,555	3,295,825
営業等所得	174,514	166,479	168,924	178,288	197,763
農業所得	9,882	5,793	4,577	5,163	2,860
その他所得	321,461	324,360	312,746	320,331	327,910
譲渡等所得	220,596	132,324	142,642	148,155	160,025
合計	4,065,996	3,998,267	4,004,933	3,924,492	3,984,383

(6)特別徴収義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
給与	特別徴収義務者	8,504	8,511	8,488	8,441	8,439
	納税義務者	25,776	26,110	26,269	26,447	26,406
年金	特別徴収義務者	9	9	7	7	6
	納税義務者	7,925	8,131	8,341	8,454	8,622

(7) 控除別納税義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

所得控除		納税義務者数				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雑損控除		8	7	14	6	2
医療費控除		4,049	4,059	3,873	3,427	3,587
うちセルフメディケーション税制分		21	14	16	18	18
社会保険料控除		34,096	34,411	34,656	34,733	34,934
小規模企業共済等掛金控除		832	1,052	1,193	1,358	1,580
生命保険料控除		25,304	25,438	25,378	25,242	25,295
うち新生命保険分		16,365	17,378	18,146	18,676	19,248
うち新個人年金分		1,831	1,969	2,126	2,258	2,383
うち介護医療保険分		18,299	19,343	20,089	20,597	21,152
うち旧生命保険分		14,387	13,327	12,193	11,042	10,035
うち旧個人年金分		5,186	5,173	5,156	5,155	5,148
地震保険料控除		8,241	8,520	8,667	8,856	8,963
うち旧長期分		434	373	320	260	203
障害者控除	(普通)	566	573	580	595	627
	(特別)	491	508	521	505	529
寡婦控除※	(普通)	238	235	256		
	(特別)	413	413	416		
寡夫控除※		80	84	85		
寡婦控除※					197	231
ひとり親控除※					587	602
勤労学生控除		3	4	1	1	3
配偶者控除	(一般)	7,799	6,962	6,585	6,300	5,819
	(老人)	1,820	1,898	2,051	2,155	2,231
配偶者特別控除		934	1,697	1,647	1,584	1,620
扶養控除	一般(16歳～18歳, 23歳～69歳)	3,164	3,055	3,011	3,067	2,916
	特定(19歳～22歳)	1,847	1,804	1,780	1,786	1,767
	老人(70歳以上)	359	375	367	338	350
	同居老親等(70歳以上)	1,095	1,033	1,014	993	935
納に 対 税 す る 義 扶 養 務 親 族 者 数	なし	20,873	21,698	21,975	22,029	22,534
	1人	7,954	7,819	7,954	7,960	7,868
	2人	3,650	3,573	3,500	3,496	3,428
	3人	2,236	2,063	1,941	1,837	1,721
	4人	627	562	543	491	443
	5人以上	129	105	91	93	86
青色申告者		1,510	1,517	1,388	1,437	1,521

※令和3年度課税分より、未婚のひとり親に対する税法上の措置・寡婦(夫)控除の見直しが適用されている。

(8) 寄附金(ふるさと納税等)税額控除

◎個人市民税分

※龍ヶ崎市の納税義務者の寄附金額及び税額控除額

(各年7月1日現在)

区 分	都道府県, 市区町村 (ふるさと納税)		共同募金会 日本赤十字社		条例で定めるもの		個人市民税 税額控除額 (千円)	うち「ふるさと 納税分」 税額控除額 (推計) (千円)
	人数 (人)	寄附金額 (千円)	人数 (人)	寄附金額 (千円)	人数 (人)	寄附金額 (千円)		
令和元年度	1,730	147,316	21	783	63	2,070	68,121	67,959
令和2年度	1,777	151,015	30	1,393	45	5,876	70,804	70,493
令和3年度	2,333	190,304	33	1,838	44	1,620	90,259	90,059
令和4年度	3,282	257,186	47	2,039	53	1,920	122,522	122,295

(9) 個人市民税 税率の推移

区 分	平成23年度～平成25年度	平成26年度～令和4年度				
均等割	3,000円	3,500円※				
所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率	一律	6%
	課税標準額	税率				
一律	6%					

※このうち500円は、「東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置」による。

IV 法人市民税

法人市民税とは・・・

市内に事務所、事業所がある法人に納めていただく税金です。法人の規模に応じて負担していただく【均等割】と、法人税額に応じて負担していただく【法人税割】があります。

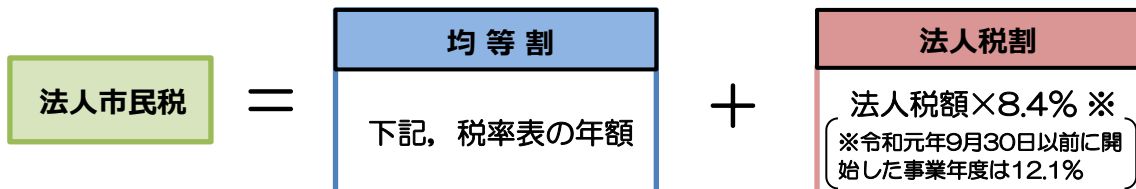
法人市民税は中間期に見込み税額の1/2を申告により納めていただき、事業終了後に確定税額の申告により、中間期の納付税額との清算を行う申告納付方式になります。※ 確定税額が中間期の納付額を上回る場合には残りを納めていただき、下回る場合には過剰納付分を還付します。

※ 中間期に申告納付を必要としない法人もあります。

1. 法人市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める法人市民税	
	均等割	法人税割
市内に事務所・事業所がある法人	○	○
市内に事務所・事業所はないが、寮等がある法人	○	—
市内に事務所・事業所があり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人(法人課税信託の受託者)	—	○

2. 税額の計算と税率



均等割の税率・・・資本金の金額と市内の従業者数による9段階

法人区分	資本金等の額	従業者数	税率(年額)
1号法人	a 公益法人等のうち均等割が課税されるもの b 人格のない社団のうち収益事業を行うもの c 一般社団法人・一般財団法人 (非営利型に該当する者を除く) d 資本金又は出資金の額を有しない法人		50,000円
	1千万円以下	50人以下	
2号法人	1千万円以下	50人超	120,000円
3号法人	1千万円超 ～ 1億円以下	50人以下	130,000円
4号法人	1千万円超 ～ 1億円以下	50人超	150,000円
5号法人	1億円超 ～ 10億円以下	50人以下	160,000円
6号法人	1億円超 ～ 10億円以下	50人超	400,000円
7号法人	10億円超	50人以下	410,000円
8号法人	10億円超 ～ 50億円以下	50人超	1,750,000円
9号法人	50億円超	50人超	3,000,000円

法人市民税

(1)均等割税率別法人人数(各年度7月1日現在)

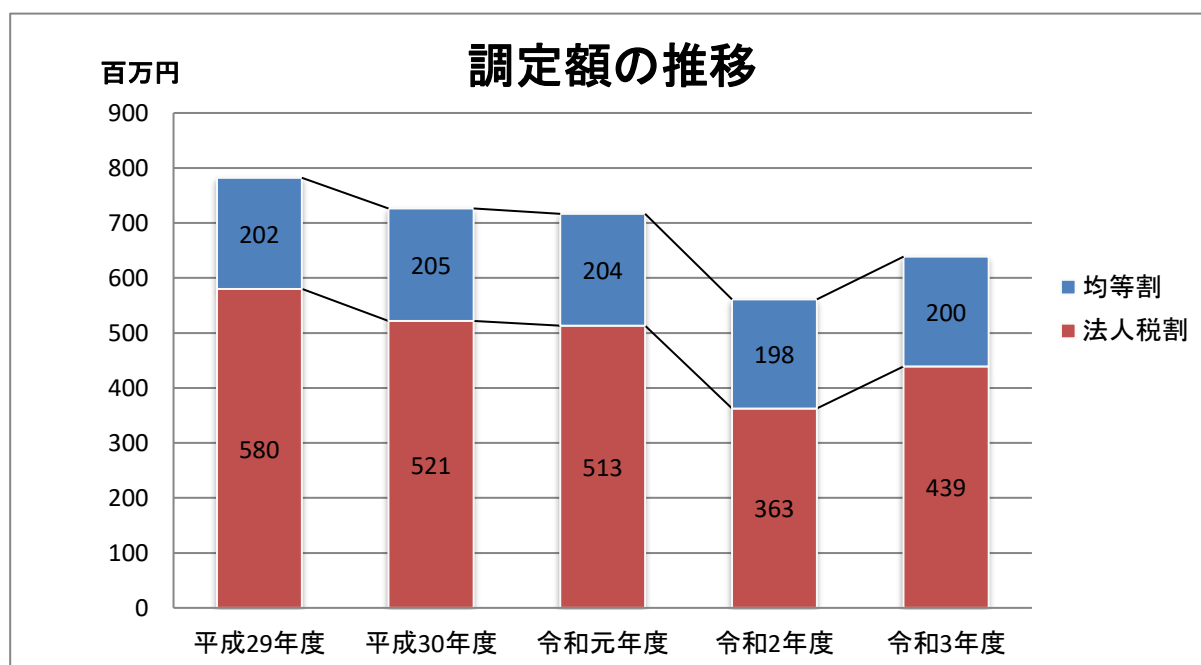
(単位：法人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1号法人	1,229	1,240	1,276	1,318	1,351
2号法人	16	17	17	17	19
3号法人	232	232	231	230	230
4号法人	23	22	25	23	25
5号法人	68	70	70	72	74
6号法人	10	10	10	10	9
7号法人	87	89	87	86	84
8号法人	6	4	6	7	8
9号法人	17	20	20	17	16
合 計	1,688	1,704	1,742	1,780	1,816

(2) 調定額の推移(各年度決算)

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
均 等 割	201,868	205,138	203,681	198,389	199,643
法人税割	580,258	521,499	513,017	362,688	439,328
合 計	782,126	726,637	716,698	561,077	638,971



(3)産業分類別法人数(令和3年度決算)

区 分	法人数	均等割(円)	法人税割(円)	合計(円)	税割構成比
農 業	16	955,000	759,200	1,714,200	0.2%
建設業	260	21,165,100	44,744,600	65,909,700	10.1%
製造業	175	37,881,400	211,569,900	249,451,300	48.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	28	5,290,000	32,913,400	38,203,400	7.5%
情報通信業	23	1,197,300	212,100	1,409,400	0.1%
運輸業，郵便業	47	9,302,400	9,874,400	19,176,800	2.2%
卸売業，小売業	467	65,337,400	88,061,300	153,398,700	20.0%
金融業，保険業	19	6,300,700	13,903,300	20,204,000	3.2%
不動産業，物品賃貸業	103	6,787,300	5,219,800	12,007,100	1.2%
学術研究，専門・技術サービス業	31	1,529,000	553,900	2,082,900	0.1%
宿泊業，飲食サービス業	56	4,471,500	2,234,400	6,705,900	0.5%
生活関連サービス業，娯楽業	53	7,598,000	1,587,100	9,185,100	0.4%
教育，学習支援業	12	674,900	62,500	737,400	0.1%
医療，福祉	47	3,491,500	3,246,400	6,737,900	0.7%
複合サービス事業	4	1,900,000	476,700	2,376,700	0.1%
サービス業（他に分類されないもの）	308	24,210,400	23,219,200	47,429,600	5.2%
その他	25	1,551,500	690,200	2,241,700	0.2%
合 計	1,674	199,643,400	439,328,400	638,971,800	100.0%

※農業には、林業、水産業、鉱業を含む。

V 固定資産税

固定資産税とは・・・

土地、家屋及び償却資産を総称して固定資産と言います。この固定資産の価格をもとに算出した税額を、固定資産を所有している方に負担していただく税金です。

1. 固定資産税を納める人（納税義務者）

賦課期日現在（毎年1月1日）に固定資産を所有している人。

2. 税額の計算と税率

固定資産税 = 課税標準額 × 税率（1.4%）

3. 免税点

市内に所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計が下記の金額未満の場合には、固定資産税が課税されません。

土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
----	------	----	------	------	-------

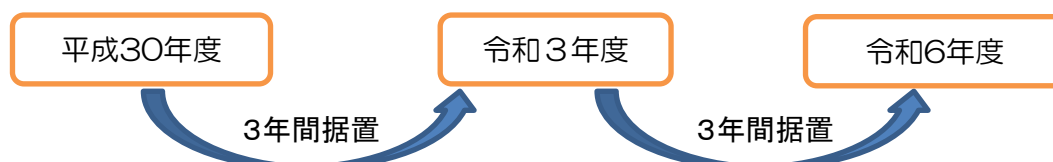
4. 非課税

- (1) 国や地方公共団体等
- (2) 公共用道路、墓地、保安林など

5. 評価替え

土地、家屋については、原則3年毎に価格の見直し（評価替え）を行い、適正な均衡のとれた価格に見直します。

評価替え以外の年は価格が原則据え置かれます。



※時点修正・・・ 令和4年度・令和5年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合は、土地の価格を修正します。

6. 住宅用地に対する課税標準の特例措置

専用住宅や併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から特例措置が設けられています。

- (1) 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの土地）の課税標準額は、価格の6分の1の額となります。
- (2) 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の課税標準額は、価格の3分の1の額となります。

※専用住宅が建つ敷地の場合、延べ床面積の10倍までが、特例措置を受けられます。

※併用住宅の場合は、住宅部分の割合により異なります。

7. 新築家屋に対する固定資産税の減額措置

新築された住宅等が、次の要件にあてはまる場合は、新築後3年間（地上3階以上の準耐火住宅及び耐火構造住宅は5年）、120㎡までの税額が2分の1に減額されます。

※長期優良住宅については、減額期間が拡大されています。

- (1) 専用住宅であること。（併用住宅については、居住部分が床面積の割合の2分の1以上のもの）
- (2) 床面積が50㎡（1戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下

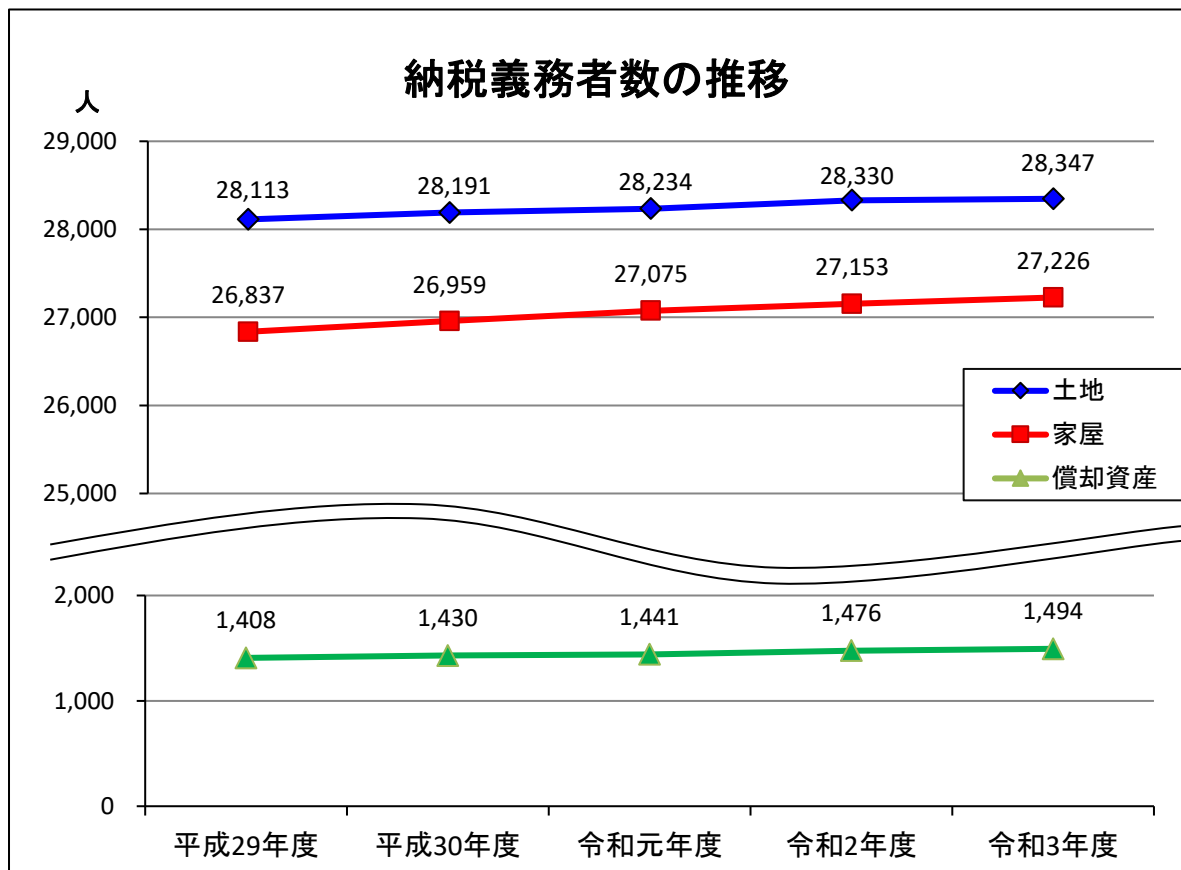
固定資産税

(1) 課税状況

① 納税義務者数(各年1月1日現在)

(単位：人)

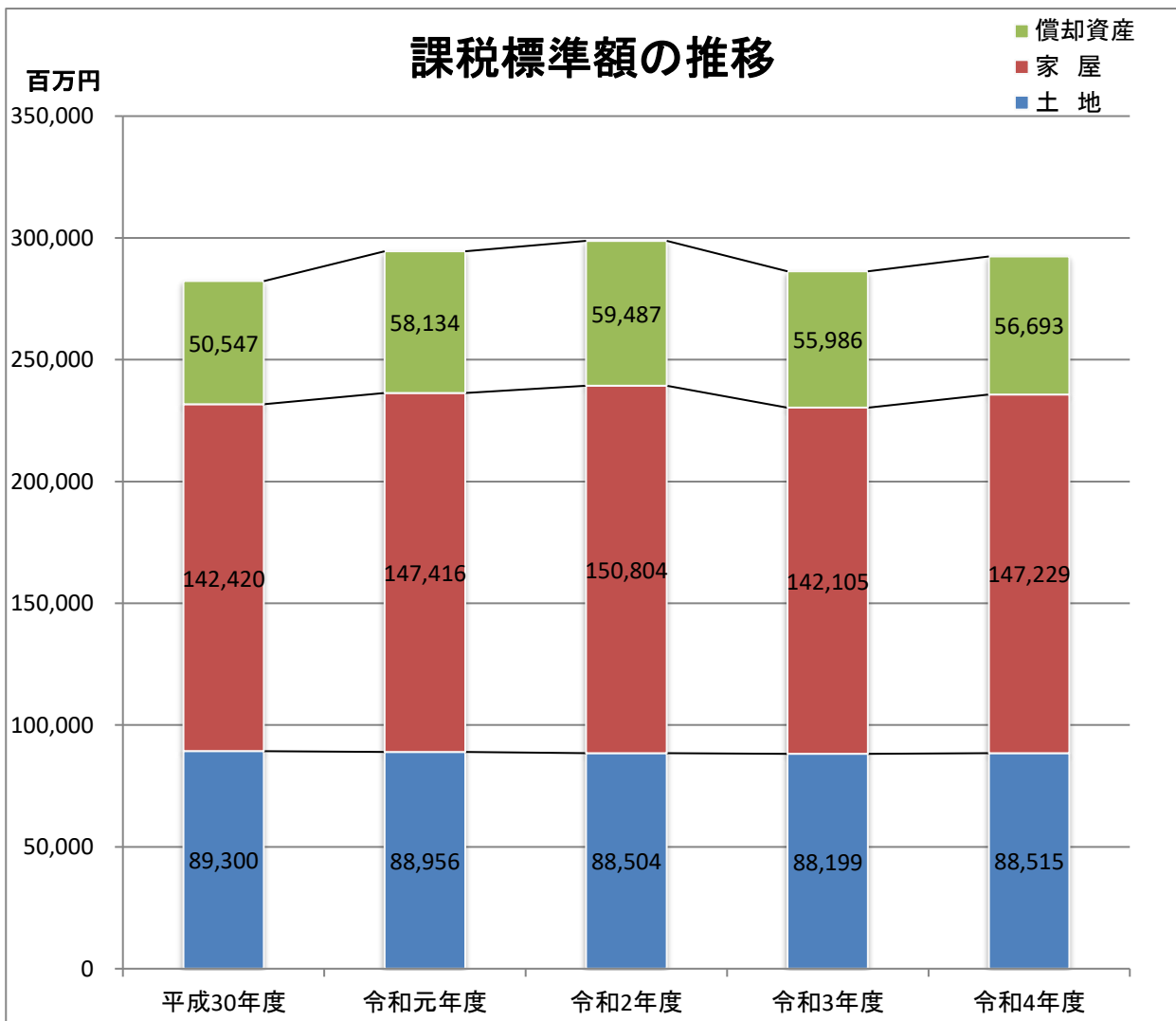
区分 \ 年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	総数	28,113	28,191	28,234	28,330	28,347
	免税点以上	24,137	24,230	24,285	24,374	24,435
	免税点未満	3,976	3,961	3,949	3,956	3,912
家屋	総数	26,837	26,959	27,075	27,153	27,226
	免税点以上	25,619	25,767	25,909	25,966	26,109
	免税点未満	1,218	1,192	1,166	1,187	1,117
償却資産	総数	1,408	1,430	1,441	1,476	1,494
	免税点以上	722	741	750	720	784
	免税点未満	686	689	691	756	710



②課税標準額(免税点以上・各年1月1日現在)

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	89,299,998	88,956,471	88,504,187	88,198,544	88,515,039
家屋	142,420,301	147,415,689	150,803,563	142,105,155	147,229,484
償却資産	50,546,664	58,134,381	59,487,283	55,986,082	56,693,027
合計	282,266,963	294,506,541	298,795,033	286,289,781	292,437,550



(2) 土地

① 決定価格・課税標準額等(各年1月1日現在)

(単位：㎡，千円)

区分		年度					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総地積		58,450,395	58,407,801	58,409,411	58,408,970	58,432,226	
決定価格(総額)		221,799,318	221,689,545	221,304,873	223,851,501	224,415,032	
課税標準額(総額)		89,772,383	89,427,878	88,973,183	88,667,712	88,981,467	
内 訳	田	地積	24,097,092	24,088,310	24,070,831	24,046,425	24,060,777
		決定価格	3,126,193	3,119,577	3,094,020	3,045,847	3,047,976
		課税標準額	2,968,939	2,959,716	2,950,812	2,933,812	2,935,168
	畑	地積	9,503,905	9,435,197	9,392,057	9,310,768	9,208,355
		決定価格	3,430,489	3,288,782	3,174,112	3,048,599	2,905,610
		課税標準額	1,506,464	1,459,096	1,417,240	1,363,098	1,320,560
	宅地	地積	13,313,199	13,334,579	13,341,734	13,370,627	13,466,649
		決定価格	193,127,860	193,103,951	192,848,723	195,281,919	196,046,941
		課税標準額	70,429,064	70,080,640	69,654,946	69,246,967	69,613,730
	山林	地積	6,375,870	6,287,045	6,282,401	6,219,215	6,187,183
		決定価格	231,207	228,010	227,843	225,568	224,415
		課税標準額	230,159	226,962	226,795	224,520	223,367
	雑種地	地積	4,406,869	4,521,212	4,613,100	4,767,159	4,815,619
		決定価格	21,861,840	21,927,856	21,939,771	22,229,572	22,170,128
		課税標準額	14,616,028	14,680,095	14,702,986	14,879,319	14,868,680
	その他	地積	753,460	741,458	709,288	694,776	693,643
		決定価格	21,729	21,369	20,404	19,996	19,962
		課税標準額	21,729	21,369	20,404	19,996	19,962

②筆数(令和4年1月1日現在)

(単位：筆)

種類 \ 区分	評価総筆数	免税点以上	免税点未満	非課税
田	18,501	17,300	1,201	215
畑	11,792	10,677	1,115	60
宅地	58,920	57,290	1,630	502
池沼	122	92	30	54
山林	5,516	4,447	1,069	150
原野	861	651	210	55
雑種地	6,656	6,176	480	784
その他				27,727
合計	102,368	96,633	5,735	29,547

(3) 家屋

①木造家屋(令和4年1月1日現在)

種類 \ 区分	棟数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	平均床面積 (㎡)	単位当たり 価格(円)
専用住宅	21,602	2,512,610	63,234,805	116.31	25,167
共同住宅・寄宿舍	685	166,133	5,059,487	242.53	30,454
併用住宅	498	58,225	994,009	116.92	17,072
旅館・料亭・ホテル	8	1,373	16,548	171.63	12,052
事務所・銀行・店舗	568	75,046	1,559,166	132.12	20,776
劇場・病院	33	5,613	163,183	170.09	29,072
工場・倉庫	440	32,337	232,491	73.49	7,190
土蔵	25	984	1,576	39.36	1,602
附属家	3,670	119,195	535,536	32.48	4,493
合計	27,529	2,971,516	71,796,801	107.94	24,162

平均床面積の合計は、床面積の合計÷棟数の合計
 単位当たり価格の合計は、決定価格の合計÷床面積の合計

②非木造家屋(令和4年1月1日現在)

種類	区分	棟数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	平均床面積 (㎡)	単位当たり 価格(円)
事務所・店舗・百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	7	18,251	1,481,803	2,607.29	81,190
	鉄筋コンクリート造	127	73,592	5,305,539	579.46	72,094
	鉄骨造	666	383,895	16,378,402	576.42	42,664
	軽量鉄骨造	227	22,680	490,840	99.91	21,642
	れんが造・コンクリートブロック造	102	2,012	19,733	19.73	9,808
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	1,129	500,430	23,676,317	443.25	47,312
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	257	19,051	934,226	74.13	49,038
	鉄筋コンクリート造	2,080	234,135	13,876,330	112.56	59,266
	鉄骨造	392	116,309	4,119,006	296.71	35,414
	軽量鉄骨造	3,345	462,109	14,119,788	138.15	30,555
	れんが造・コンクリートブロック造	15	1,022	7,461	68.13	7,300
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	6,089	832,626	33,056,811	136.74	39,702
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	1,287	82,182	1,287.00	63,855
	鉄筋コンクリート造	3	6,147	451,003	2,049.00	73,370
	鉄骨造	11	10,803	560,611	982.09	51,894
	軽量鉄骨造	0	0	0	0.00	0
	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0.00	0
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	15	18,237	1,093,796	1,215.80	59,977
工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	66	1,114	66.00	16,879
	鉄筋コンクリート造	44	10,953	157,262	248.93	14,358
	鉄骨造	1,129	688,688	16,692,793	610.00	24,239
	軽量鉄骨造	516	33,612	289,346	65.14	8,608
	れんが造・コンクリートブロック造	111	6,237	58,687	56.19	9,409
	その他	11	447	1,637	40.64	3,662
	計	1,812	740,003	17,200,839	408.39	23,244
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0.00	0
	鉄筋コンクリート造	12	5,039	144,220	419.92	28,621
	鉄骨造	52	12,049	301,001	231.71	24,981
	軽量鉄骨造	119	4,027	86,225	33.84	21,412
	れんが造・コンクリートブロック造	20	212	3,621	10.60	17,080
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	203	21,327	535,067	105.06	25,089
合計		9,248	2,112,623	75,562,830	228.44	35,767

平均床面積の合計は、床面積の合計÷棟数の合計
 単位当たり価格の合計は、決定価格の合計÷床面積の合計

(4) 償却資産

①納税義務者数(令和4年1月1日現在)

(単位：人)

区分 個人・法人の別	総数	免税点以上	免税点未満
個人	152	73	79
法人	1,342	637	705
計	1,494	710	784

②決定価額・課税標準額等(令和4年1月1日現在)

(単位：千円)

種類	区分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの
市長が価格を決定したもの	構築物	11,022,088	11,014,541	21,429	10,993,112
	機械及び装置	29,904,311	29,406,602	34,966	29,371,636
	船舶	2,166	2,166		2,166
	航空機	3,433	3,433		3,433
	車両及び運搬具	253,422	253,422		253,422
	工具・器具及び備品	5,252,187	5,246,166		5,246,166
	小計	46,437,607	45,926,330	56,395	45,869,935
法第389条関係	総務大臣配分	12,344,132	10,652,278		
	知事配分	135,707	114,419		
	小計	12,479,839	10,766,697		
合計		58,917,446	56,693,027		

VI 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金とは・・・

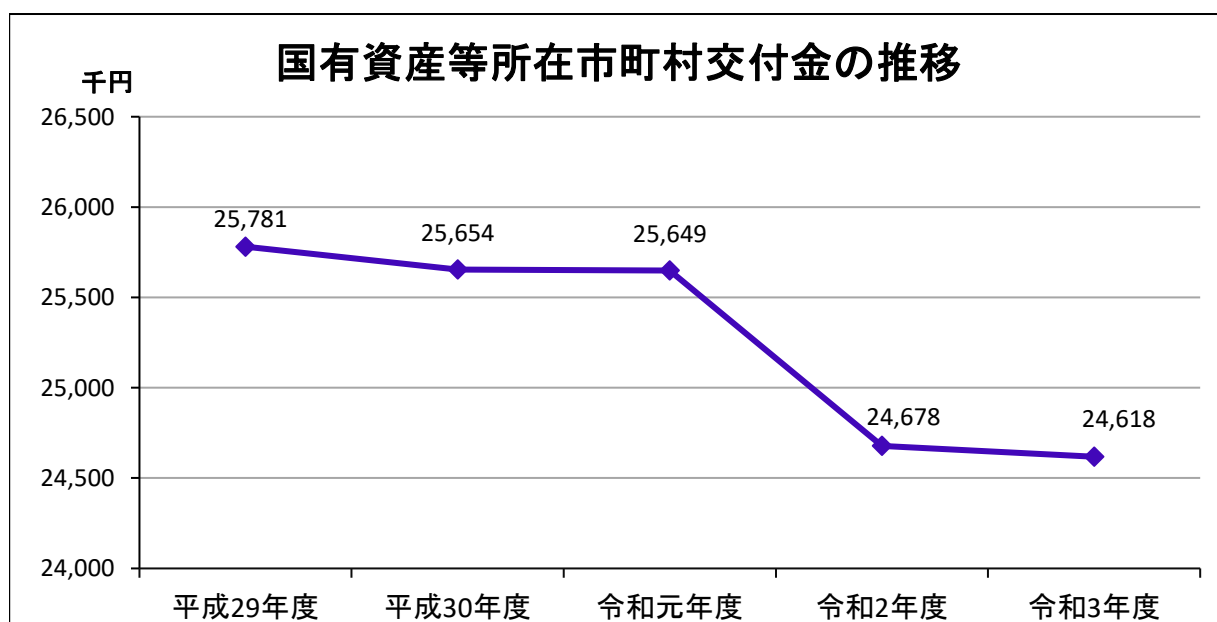
固定資産税が非課税とされている国や地方公共団体が所有する固定資産であっても、一般の固定資産と異なる状態で使用収益されているもの（公務員宿舎、民間貸付の土地など）について、固定資産税の代替えとして、国有資産等所在市町村交付金が市に交付されます。

国有資産等所在市町村交付金

(1)国有資産等所在市町村交付金(各年度決算)

(単位：円)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水戸地方裁判所	100	100	100	100	100
水戸地方法務局	400	400	400	400	400
関東財務局	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
茨城県	25,761,300	25,634,000	25,629,900	24,658,800	24,598,700
合計	25,780,800	25,653,500	25,649,400	24,678,300	24,618,200



Ⅶ 都市計画税

都市計画税とは・・・

都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。
固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

1. 都市計画税を納める人（納税義務者）

賦課期日現在（毎年1月1日）に市内の市街化区域内に、土地及び家屋を所有されている方。

2. 税額の計算と税率

都市計画税 = 課税標準額 × 税率（0.3%）

3. 免税点・非課税

固定資産税が課税されていない土地及び家屋については、都市計画税も課税されません。

4. 評価替え

固定資産税と同じ価格を用いるため、3年ごとに1回適正な価格への見直しが行われます。

5. 住宅用地に対する課税標準の特例措置

専用住宅や併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から特例措置が設けられています。

- (1) 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの土地）の課税標準額は、価格の3分の1の額となります。
- (2) 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の課税標準額は、価格の3分の2の額となります。

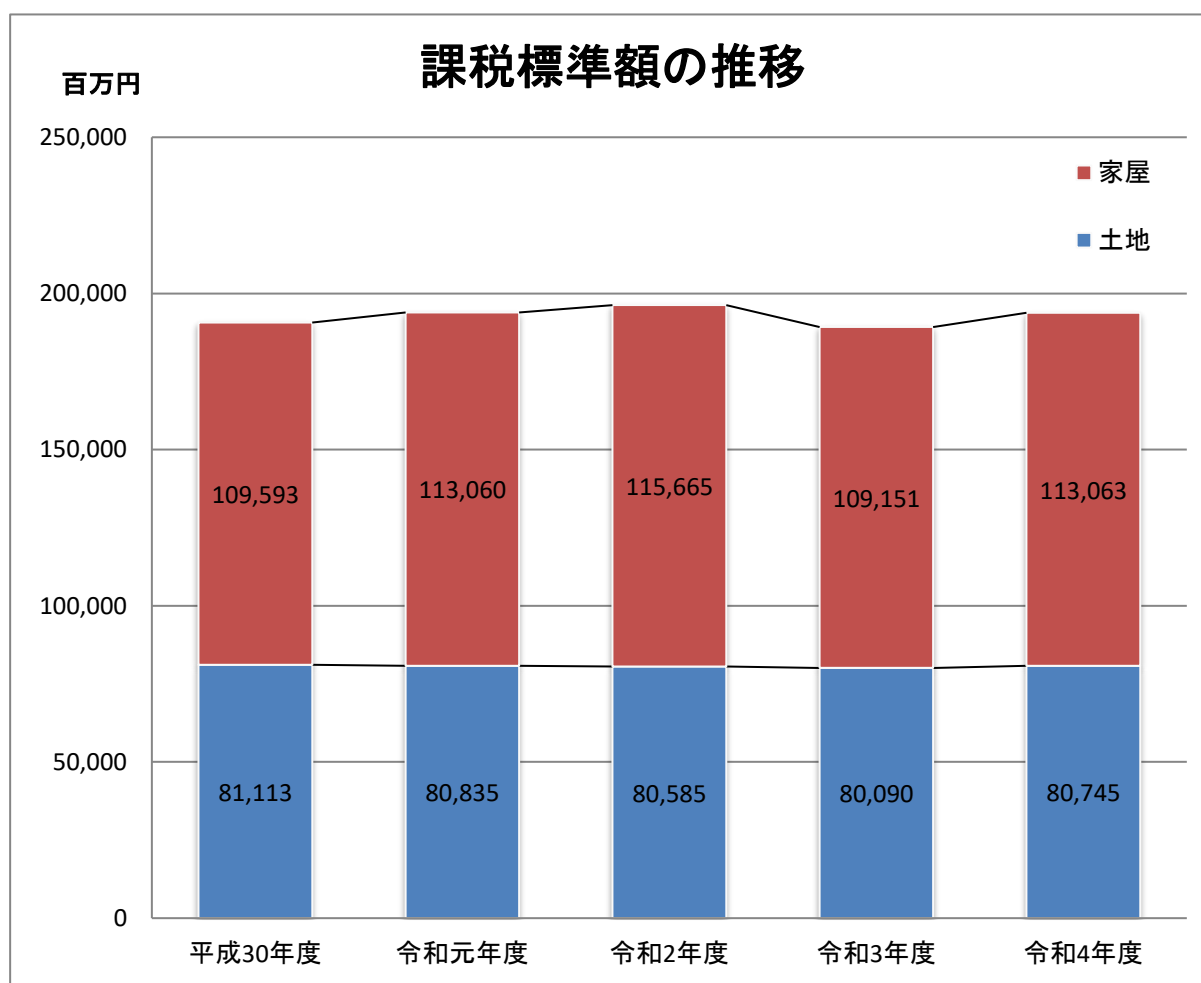
※専用住宅が建つ敷地の場合、延べ床面積の10倍までが、特例措置を受けられます。

※併用住宅の場合は、住宅部分の割合により異なります。

都市計画税

(1)決定価額・課税標準額等(免税点以上・各年1月1日現在)

年度	区分	面積 (千円)	筆(棟)数 (筆, 棟)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	納税義務者数 (人)
平成30年度	土地	8,573	29,300	160,841,510	81,112,614	18,029
	家屋	3,489	24,066	109,697,286	109,592,686	19,800
令和元年度	土地	8,573	29,351	160,824,102	80,834,602	19,404
	家屋	3,523	24,218	113,168,588	113,060,249	19,960
令和2年度	土地	8,576	29,421	160,757,116	80,584,730	18,169
	家屋	3,546	24,350	115,715,465	115,665,029	20,094
令和3年度	土地	8,574	29,470	162,886,496	80,090,204	18,250
	家屋	3,525	24,401	109,680,479	109,151,039	20,194
令和4年度	土地	8,640	29,000	163,570,022	80,745,439	18,298
	家屋	3,578	24,608	113,112,610	113,063,353	20,336



Ⅷ 軽自動車税

軽自動車税とは・・・

財産税と道路損傷負担金の性質を持ち、以下の軽自動車等の所有者等に納めていただく税金です。

1. 軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

4月1日現在、定置場が当市にあり、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有又は使用している方。

2. 税率（令和4年4月1日現在）

○原動機付自転車及び二輪車等

種 別		税 率（年額）		
		平成27年度まで	平成28年度以降	
原動機付自転車	50cc以下のもの		1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下のもの		1,200円	
	90ccを超え125cc以下のもの		1,600円	2,400円
	ミニカー		2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	二輪のもの（35km/h未満）	1,600円	2,400円
		四輪	1,000cc以下	
	1,000cc超		3,100円	
	その他のもの（フォークリフト等）		4,700円	
軽二輪	125ccを超え250cc以下のもの		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの		4,000円	6,000円

○軽自動車（四輪以上及び三輪）

種 別			税 率（年額）		
			最初の新規検査年月（初度検査年月）		
			平成27年3月以前 （旧税率）	平成27年4月以降 （新税率）	重課税率（※）
四輪以上 のもの	乗用のもの	自家用			7,200円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用のもの	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円

※ 動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。

○燃費性能に応じたグリーン化特例による軽課

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両は、初年度の軽自動車税について「軽課税率」が適用されます。

種 別			軽課税率（年額）		
			電気軽自動車 ・ 天然ガス軽自動車 ※1 <概ね75%軽減>	ガソリン車・ハイブリッド車 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車	
				基準1※2 <概ね50%軽減>	基準2※3 <概ね25%軽減>
四輪以上のもの	乗用のもの	自家用	2,700円		
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用のもの	自家用	1,300円		
		営業用	1,000円		
三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円

※1 天然ガス軽自動車については、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両又は平成30年排出ガス規制に適合する車両に限り
ます。

※2 三 輪：営業用のみ
四輪以上：乗用・営業用で令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車

※3 三 輪：営業用のみ
四輪以上：乗用・営業用で令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車

軽自動車税（環境性能割）について

1. 課税のしくみ

令和元年10月1日以降の軽自動車取得時に適用され、新車・中古車問わず車両価格50万円を超えるものに対して課税されます。環境性能割の賦課徴収は、当分の間茨城県が行います。

2. 税率（令和4年4月1日現在）

区分（燃費基準達成度等）		自家用	営業用
電気自動車等（注釈1）		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車 （注釈2）	令和12年度燃費基準75%達成車（注釈3）	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準60%達成車（注釈3）	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準55%達成車	2%	1%
上記以外または令和2年度燃費基準未達成車		2%	2%

注釈1：電気自動車等は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成）である

注釈2：電気自動車等を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車に限る

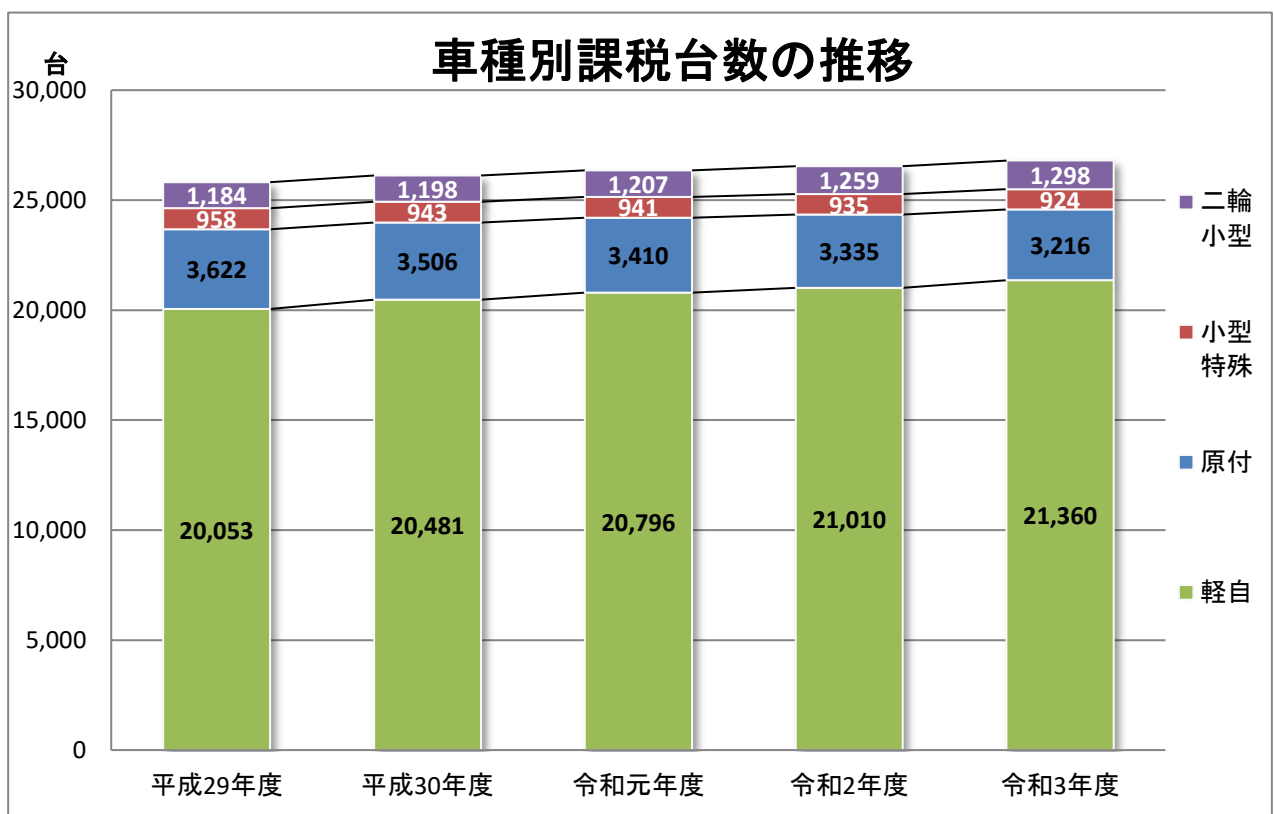
※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した『自家用軽乗用車』は、環境性能割の税率が1%軽減されます。

軽自動車税

(1)車種別課税台数(各年度決算)

(単位：台)

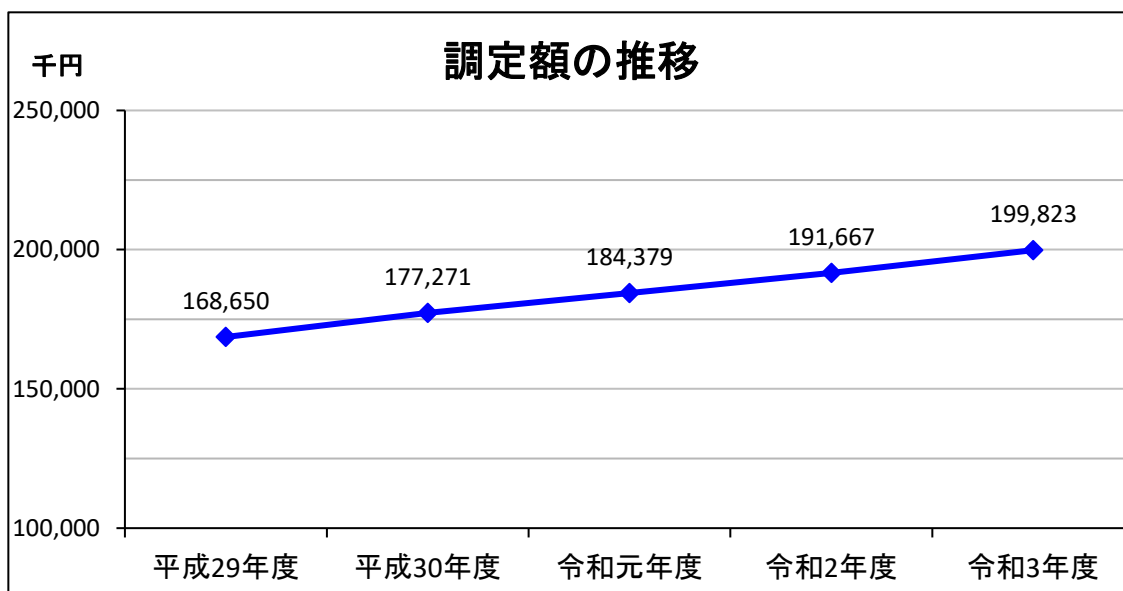
区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
原付 自動機付 自転車	50cc以下		2,852	2,706	2,602	2,506	2,372	
	50cc超～90cc以下		215	218	204	212	193	
	90cc超～125cc以下		490	515	535	550	584	
	ミニカー		65	67	69	67	67	
	小計		3,622	3,506	3,410	3,335	3,216	
小型 自動車 特殊	農耕作業用のもの		874	859	856	849	836	
	その他のもの		84	84	85	86	88	
	小計		958	943	941	935	924	
軽自動車	二輪車(250cc以下)		825	867	867	895	925	
	四輪車	自家用乗用		15,303	15,720	15,989	16,255	16,569
		自家用貨物		3,792	3,756	3,796	3,726	3,711
		営業用乗用		1	1	1	0	0
		営業用貨物		132	137	143	134	155
小計		20,053	20,481	20,796	21,010	21,360		
小計			24,633	24,930	25,147	25,280	25,500	
二輪の小型自動車(250cc以上)			1,184	1,198	1,207	1,259	1,298	
合計			25,817	26,128	26,354	26,539	26,798	



(2)車種別調定額(各年度決算)

(単位：千円)

区分		年度					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
原動機付自転車	50cc以下	5,704	5,412	5,204	5,012	4,744	
	50cc超～90cc以下	430	436	408	424	386	
	90cc超～125cc以下	1,176	1,236	1,284	1,320	1,401	
	ミニカー	241	248	255	248	248	
	小計	7,551	7,332	7,151	7,004	6,779	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,098	2,062	2,055	2,038	2,006	
	その他のもの	495	495	502	507	519	
	小計	2,593	2,557	2,557	2,545	2,525	
軽自動車	二輪車	2,974	3,121	3,121	3,222	3,330	
	四輪車	自家用乗用	129,407	137,929	144,692	151,932	159,831
		自家用貨物	18,569	18,673	19,108	18,932	19,009
		営業用乗用	8	8	8	0	0
		営業用貨物	438	463	500	478	561
小計	151,396	160,194	167,429	174,564	182,731		
小計		161,540	170,083	177,137	184,113	192,035	
二輪の小型自動車(250cc以上)		7,110	7,188	7,242	7,554	7,788	
合計		168,650	177,271	184,379	191,667	199,823	



IX 市たばこ税

市たばこ税とは・・・

卸売り販売業者等が市内の小売販売業者（コンビニ、たばこ店等）に売り渡したたばこに対して課税される税金です。

納税義務者

製造たばこの製造者，特定販売業者，卸売販売業者

税額の計算と税率

売り渡したたばこの本数 × 税率

市たばこ税の税率

旧3級品・旧3級品以外の紙巻きたばこ等：1,000本につき6,552円（令和3年10月1日～）

旧3級品

税率の適用時期	税率/1,000本
平成28年4月1日～	2,925円
平成29年4月1日～	3,355円
平成30年4月1日～	4,000円
令和元年10月1日～	5,692円
令和2年10月1日～	6,122円
令和3年10月1日～	6,552円

旧3級品以外

税率の適用時期	税率/1,000本
平成25年4月1日～	5,262円
平成30年10月1日～	5,692円
令和2年10月1日～	6,122円
令和3年10月1日～	6,552円

※「旧3級品」とは、①エコー②わかば③しんせい④ゴールデンバット(ボックスを除く)⑤うるま⑥バイオレットの6銘柄をいいます。

※平成27年度税制改正により平成28年度から「旧3級品の紙巻きたばこ」は段階的に税率を引き上げられました。また、平成30年度税制改正により平成30年度から「旧3級品以外の紙巻きたばこ」についても段階的に税率が引き上げられました。

紙巻たばこ価格の内訳：令和3年10月1日現在

1箱（20本入り580円）の価格の内訳は次のとおりです。

内 訳		税額（円）	割合（％）
市たばこ税	市税	131.04	22.6
県たばこ税	県税	21.40	3.7
国たばこ税	国税	136.04	23.5
たばこ特別税	国税	16.40	2.8
消費税	国税	41.13	7.1
地方消費税	県税	11.60	2.0
原材料費など	—	222.39	38.3
		580.00	100.0

加熱式たばこについて

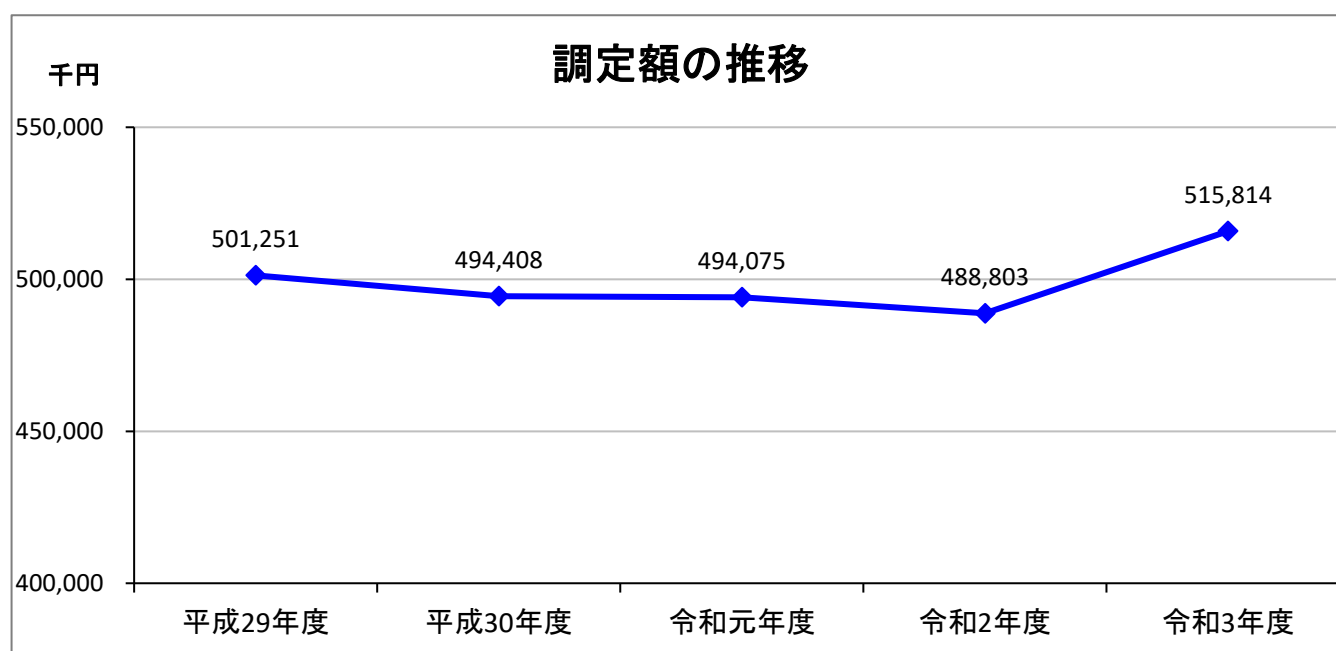
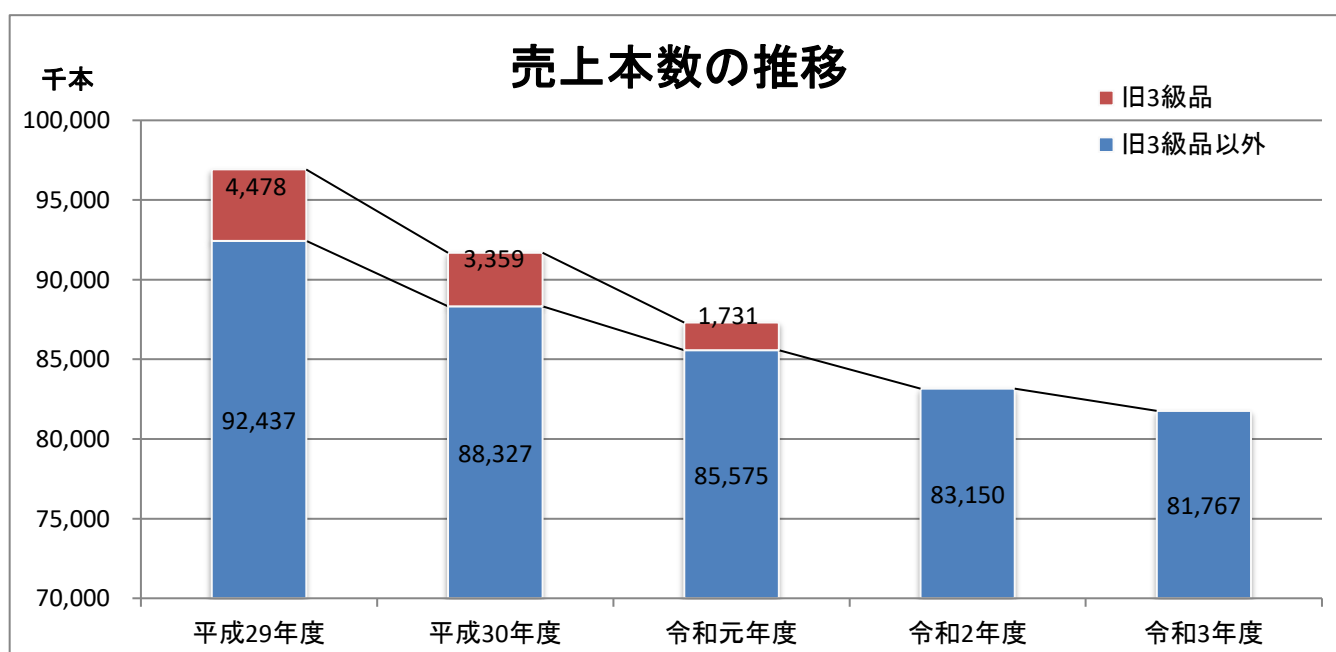
これまで「加熱式たばこ」は税法上「パイプ式たばこ」に区分されていましたが、平成30年度税制改正により、新たに「加熱式たばこ」の区分が設けられました。この改正によって課税方式が見直され、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に新しい課税方式へ移行されます。

市たばこ税

(1)売上本数・調定額(各年度決算)

(単位：本，円)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分	旧3級品以外	92,437,038	88,327,392	85,575,052	83,149,599	81,767,114
	旧3級品	4,477,660	3,359,340	1,731,420		
	合計	96,914,698	91,686,732	87,306,472	83,149,599	81,767,114
調定額 (※手持品課税分を含む)		501,250,821	494,407,844	494,074,550	488,803,321	515,814,028



X 徴 収

(1)市税の徴収率

徴収率は、課税額（調定額）に対する収入額の割合で、各自治体の徴収への取組結果を指し示す成果指標として使われています。

【徴収率（％）＝当該年度の収入額 ÷（当該年度（現年度）の課税額 ＋ 滞納繰越額）×100】

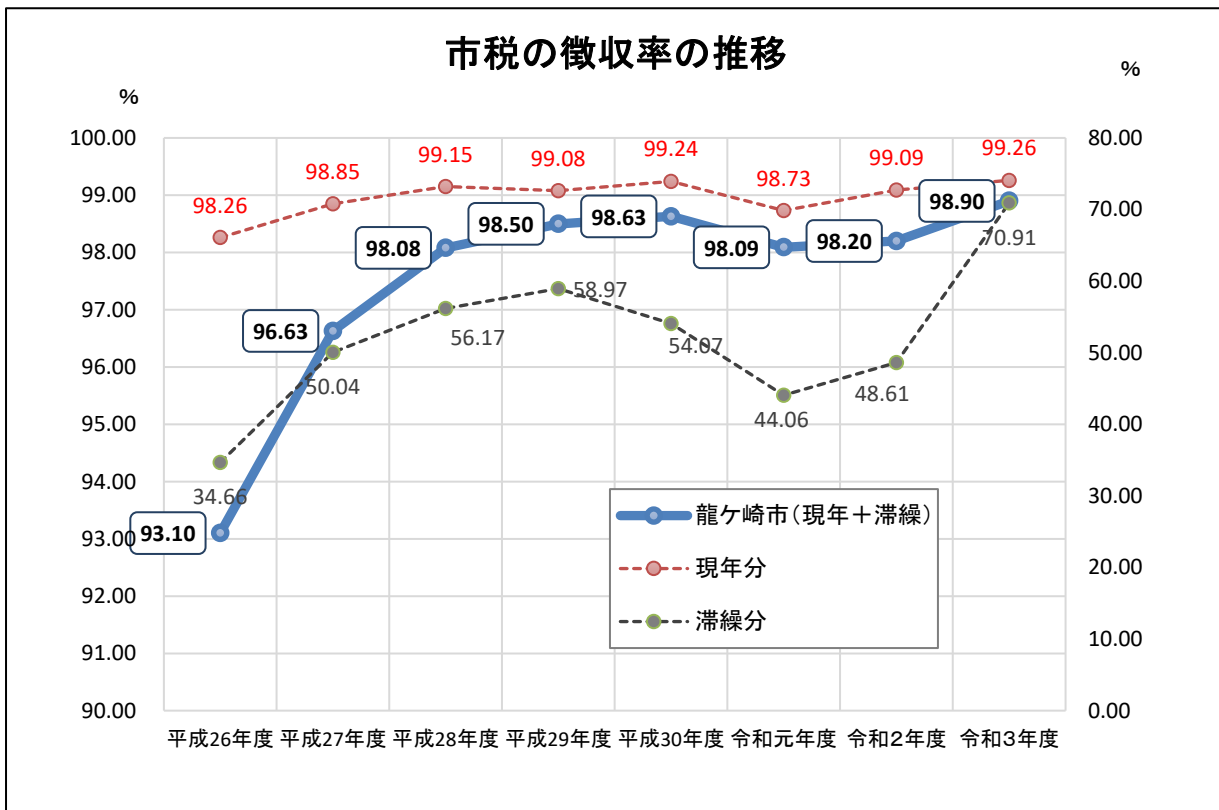
本市では、税負担の公平性を確保するために、納税義務者の事情にも配慮しつつ、徴収率向上を目指して取組を進めています。

◎市税徴収率の推移

単位：％

項 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
龍ヶ崎市（現年＋滞繰）	93.10	96.63	98.08	98.50	98.63	98.09	98.20	98.90
現年分	98.26	98.85	99.15	99.08	99.24	98.73	99.09	99.26
市民税								
個人	98.16	98.81	98.99	98.91	99.20	98.55	98.95	98.92
法人	99.23	99.15	99.81	99.72	99.73	99.59	99.61	99.78
固定資産税	97.97	98.70	99.17	99.10	99.18	98.68	99.10	99.48
都市計画税	97.97	98.70	99.17	99.10	99.18	98.68	99.10	99.48
軽自動車税（種別割）	97.46	97.80	97.31	97.35	97.47	97.33	98.09	97.57
滞納繰越分	34.66	50.04	56.17	58.97	54.07	44.06	48.61	70.91

市税の徴収率の推移のグラフ



(2) 納付の利便性の向上

○ コンビニ収納の導入

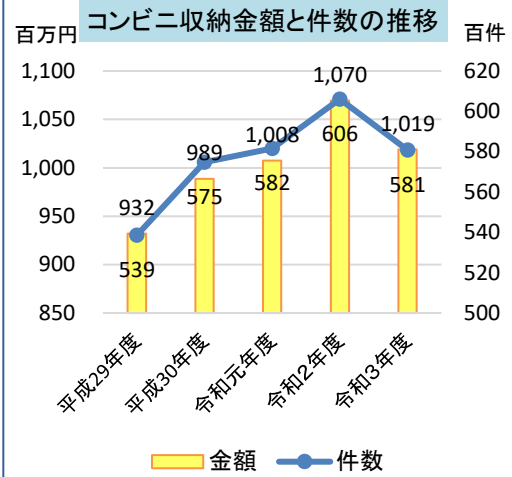
従来の金融機関での納付に加え、全国の主要コンビニエンスストアで、市税を納付できるよう、平成21年度からコンビニ収納を開始しました。

個人市民税・県民税（普通徴収），固定資産税・都市計画税，軽自動車税（種別割）について取り扱っており、曜日や時間を気にせず納付ができる便利な納付方法として定着しています。

○ コンビニ収納の状況

（単位：件・千円）

税目	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人市民税 県民税 （普通徴収）	件数	12,386	13,253	12,745	13,556	12,781
	金額	306,376	332,694	317,468	347,257	343,037
固定資産税 都市計画税	件数	29,285	31,488	32,433	33,195	31,613
	金額	544,963	568,003	597,477	620,079	571,560
軽自動車税 （種別割）	件数	12,184	12,744	12,977	13,857	13,680
	金額	80,795	87,855	92,622	102,341	104,257
合計	件数	53,855	57,485	58,155	60,608	58,074
	金額	932,134	988,552	1,007,567	1,069,677	1,018,854



○ クレジットカード収納の導入

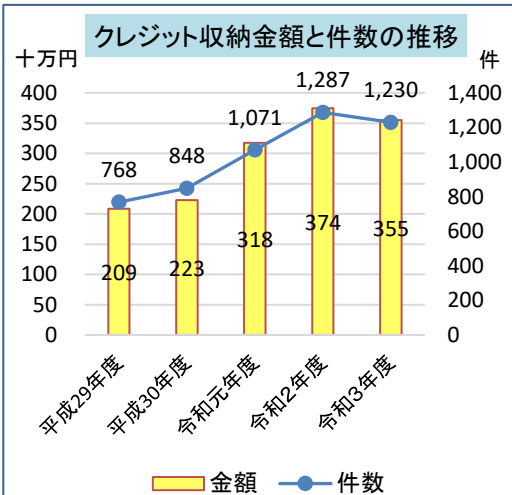
パソコンやスマートフォンからインターネット上の「エフレジ公金支払い」サイトに接続し、納付書に印字されている情報及びクレジットカード情報を入力することで市税の納付ができるクレジット納付を平成27年度より開始しました。

個人市民税・県民税（普通徴収），固定資産税・都市計画税，軽自動車税（種別割）について取り扱っています。納付金額に応じて決済手数料は掛かりますが、外出せずに納付できる利便性の良さから増加傾向にあります。

○ クレジット収納の状況

（単位：件・千円）

税目	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人市民税 県民税 （普通徴収）	件数	163	206	254	265	310
	金額	6,903	9,143	13,081	14,142	16,290
固定資産税 都市計画税	件数	492	501	634	772	703
	金額	13,157	12,103	17,369	21,455	17,477
軽自動車税 （種別割）	件数	113	141	183	250	217
	金額	797	1,042	1,323	1,840	1,739
合計	件数	768	848	1,071	1,287	1,230
	金額	20,857	22,288	31,773	37,437	35,506



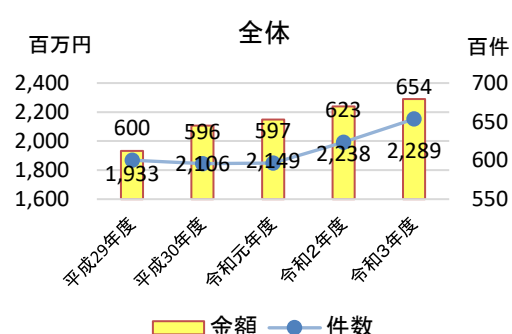
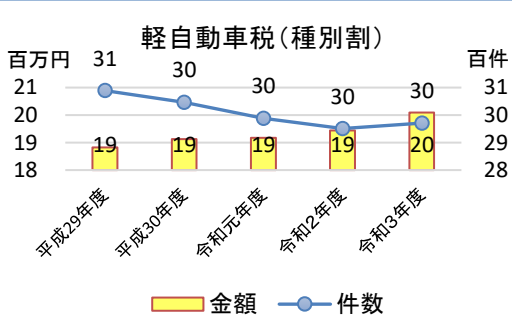
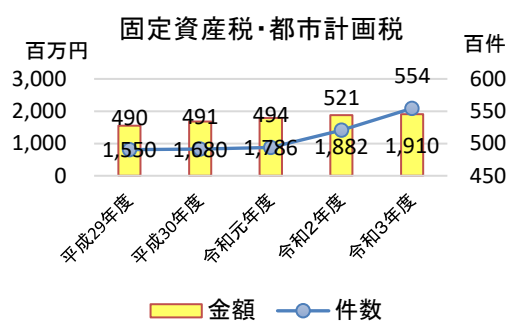
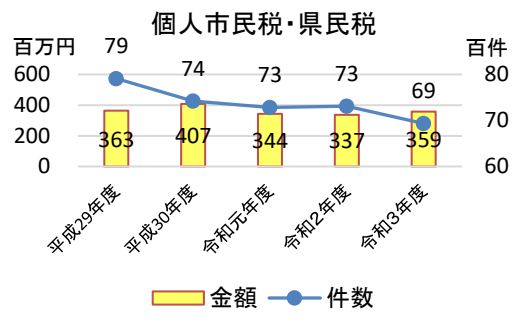
○ 口座振替による納付

口座振替は、金融機関等に出向くことなく納付ができる便利な納付方法として定着しています。口座振替による納付ができる市税は、個人市民税・県民税（普通徴収），固定資産税・都市計画税，軽自動車税（種別割）です。本市では、便利で確実に安心な口座振替による納付を推進しています。

○ 口座振替による納付状況 (単位: 件・千円)

税目	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人市民税 県民税 (普通徴収)	件数	7,912	7,419	7,281	7,314	6,934
	金額	363,428	406,993	344,134	336,974	358,889
	納付率	23.00%	21.48%	21.66%	21.84%	21.67%
固定資産税 都市計画税	件数	49,043	49,125	49,393	52,073	55,446
	金額	1,550,284	1,680,152	1,785,861	1,881,745	1,909,958
	納付率	39.00%	38.69%	39.01%	40.89%	43.54%
軽自動車税 (種別割)	件数	3,089	3,047	2,988	2,951	2,971
	金額	18,821	19,123	19,170	19,438	20,097
	納付率	12.00%	11.92%	11.61%	11.30%	11.32%
合計	件数	60,044	59,591	59,662	62,338	65,351
	金額	1,932,533	2,106,268	2,149,165	2,238,157	2,288,944
	納付率	32.07%	31.85%	32.08%	33.35%	35.22%

注) 納付率とは、現年度納付件数に対する現年度口座振替納付件数の割合



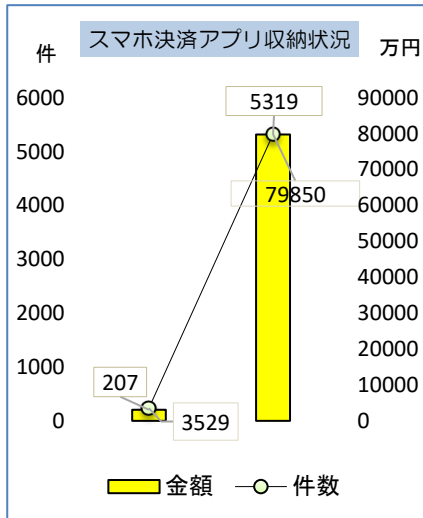
○ スマホ決済アプリ収納の導入

対象のアプリをスマートフォンにダウンロードし、カメラ機能で納付書のバーコードを読み取ることで簡単に納付することができるスマホ決済アプリ納付を令和2年10月から開始しました。

納付ができる市税は、個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）です（納付金額上限30万円）。外出せずに納付できる利便性の良さから利用が増加しています。

○ スマホ決済アプリ収納の状況 (単位:件・千円)

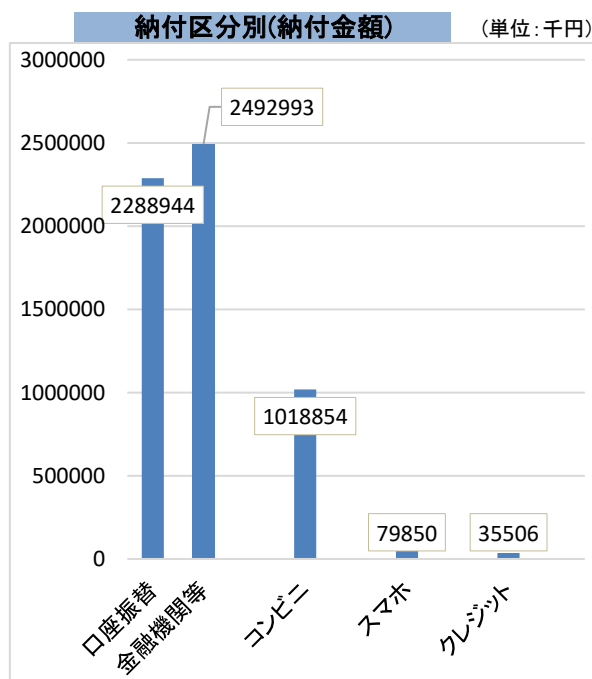
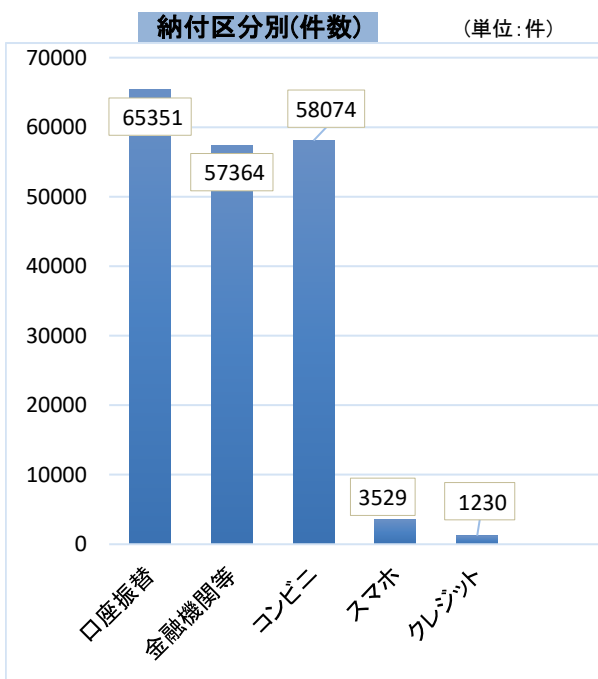
税目	項目	令和2年度	令和3年度
個人市民税 県民税 (普通徴収)	件数	63	851
	金額	2,060	30,033
固定資産税 都市計画税	件数	144	1,900
	金額	3,259	44,094
軽自動車税 (種別割)	件数	0	778
	金額	0	5,723
合計	件数	207	3,529
	金額	5,319	79,850



○ 令和3年度 現年課税分 納付区分別集計 (単位:件・千円)

納付区分	口座振替	金融機関等	コンビニ	スマホ	クレジット	合計
納付件数	65,351	57,364	58,074	3,529	1,230	185,548
納付金額	2,288,944	2,492,993	1,018,854	79,850	35,506	5,916,147
割合 (納付件数)	35.22%	30.92%	31.30%	1.90%	0.66%	100%

※個人市民税・県民税特別徴収分は除く。



(3) 徴収率向上への取組み

税負担の公平性を確保するためには、徴収率を向上させ、徴収額を確保していく必要があります。

本市では、効率的な徴収手法により、毎年、徴収率向上に取り組んでいます。

効率的な手法として、早期に催告や差押を行い、滞納額が大きくなる前の滞納整理を進めています。徴収困難な事案については、茨城租税債権管理機構と連携し滞納整理を行っています。

(4) 滞納処分等

① 差押

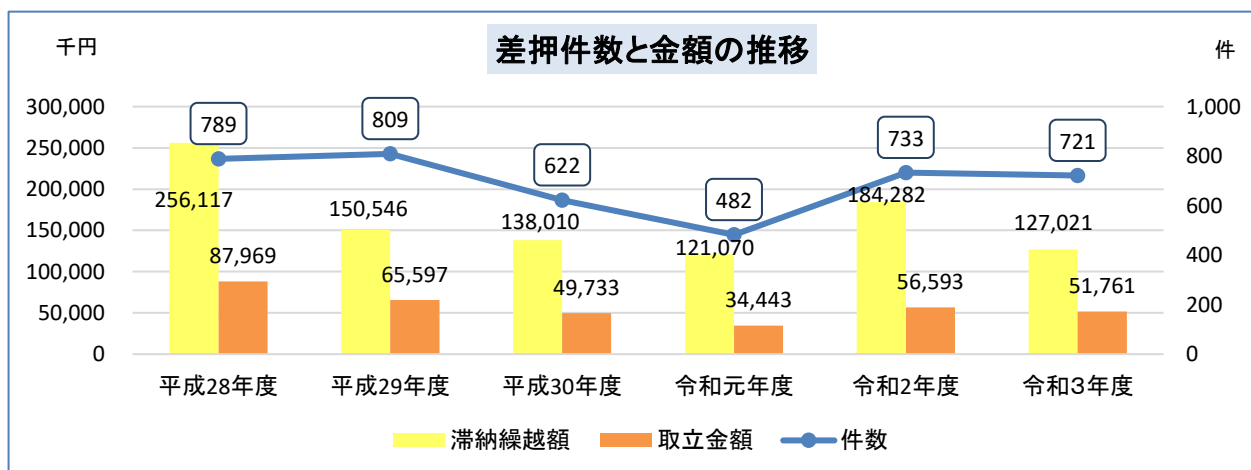
定められた納付期限までに税金を納めていただけない場合、文書による納付の督促や催告をすることとなります。それでも納付や相談等がないときには、納付している方との公平性の観点から、財産の調査を行ったうえで、状況によりその方の財産を差し押さえることになります。

差押の対象としては、債権（預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金など）、不動産、動産などがあります。

○ 差押の年度別件数と取立金額の推移

(単位: 件・千円)

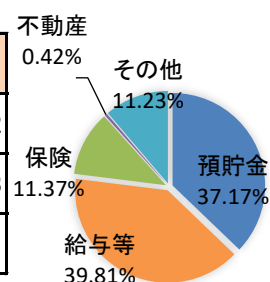
差押	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	件数	789	809	622	482	733	721
	差押対象税額	240,278	162,773	123,815	87,833	120,979	118,662
	取立金額	87,969	65,597	49,733	34,443	56,593	51,761
滞納繰越(調定)額		256,117	150,546	138,010	121,070	184,282	127,021



○ 差押対象の内訳

(単位: 件)

差押 件数	種別	預貯金	給与等	保険	不動産	その他	合計
	令和元年度	282	85	34	0	81	482
	令和2年度	227	356	68	4	78	733
	令和3年度	268	287	82	3	81	721



②滞納処分の執行停止

「滞納処分の執行停止」とは税金の納付が遅れている方に一定の事由があると認められる場合に、その申請を要することなく、納付の資力が回復するまでの期間、職権で差押え等の強制徴収手続きを保留するものです。

【執行停止の要件】

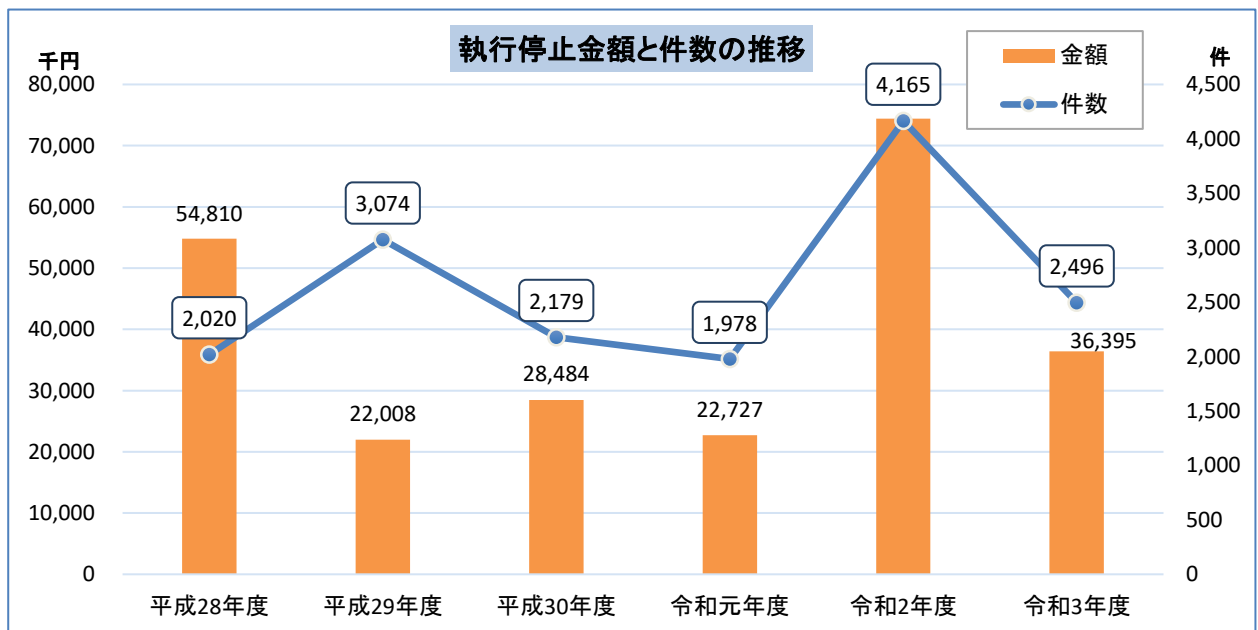
滞納者に一定の事由があると認められる場合に、滞納処分の執行を停止することがあります（執行停止）。執行停止の要件は、次のとおりです。

- ア 滞納処分することができる財産がないとき（地方税法第15条の7第1項第1号）
- イ 滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（地方税法第15条の7第1項第2号）
- ウ 滞納者の所在及び財産がともに不明であるとき（地方税法第15条の7第1項第3号）

○年度別の執行停止件数と金額の推移

（単位：件・千円）

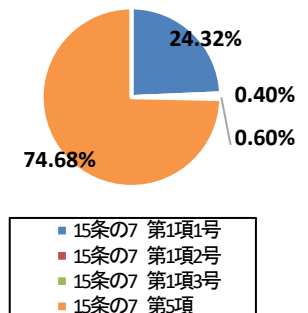
執行停止	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	件数	2,020	3,074	2,179	1,978	4,165	2,496
金額		54,810	22,008	28,484	22,727	74,433	36,395



○令和3年度 執行停止要件別内訳

（単位：件・千円）

執行停止	種別	15条の7 第1項1号 (無資産)	15条の7 第1項2号 (生活困窮)	15条の7 第1項3号 (所在不明)	15条の7 第5項 (即時消滅)	合計
	件数	607	10	15	1,864	2,496
	金額	9,030	33	203	27,129	36,395



③不納欠損

課税された税金の徴収が不可能となった場合（執行停止による納税義務の消滅等）、不納欠損処理を行うことがあります。

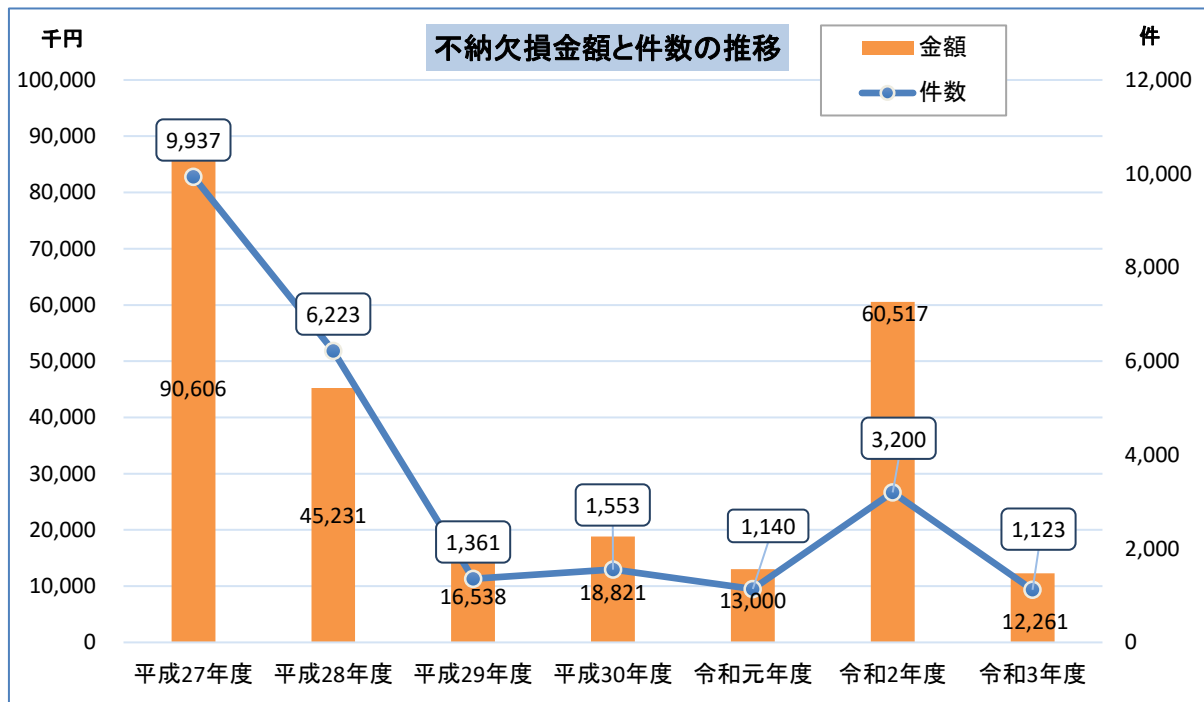
不納欠損の要件は、次のとおりです。

- ア 滞納処分執行停止後3年を経過したことにより納税義務が消滅したとき（地方税法第15条の7第4項）
- イ 滞納処分の執行停止と同時に納税義務を消滅させたとき（地方税法第15条の7第5項）
- ウ 消滅時効が到来したとき（地方税法第18条）

○年度別の不納欠損件数と金額の推移

（単位：件・千円）

不納欠損	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	件数	9,937	6,223	1,361	1,553	1,140	3,200	1,123
金額	90,606	45,231	16,538	18,821	13,000	60,517	12,261	



XI 証 明 書 等

(1) 令和3年度各種証明書件数及び手数料年間集計表

名 称	合計件数	手数料 (円)	本庁舎 交付件数	出張所等 交付件数※1	1通当たり
納 税 証 明 書	2,041	612,300	1,770	271	300円
(内 キャッシュレス決済※2)	14	4,200	9	5	
課 税 所 得 証 明 書	7,966	2,278,500	5,172	2,794	300円
(内 キャッシュレス決済)	95	28,500	58	37	
(内 コンビニ交付分※3)	371	74,200			200円
地 番 図	1,076	215,200	1,076		1枚200円
(内 キャッシュレス決済)	4	800	4		
固定資産評価証明書	1,869	560,700	1,686	183	300円
(内 キャッシュレス決済)	24	7,200	14	10	
追 加	4,562	228,100	4,171	391	1筆(棟)50円
(内 キャッシュレス決済)	35	1,750	4	31	
固定資産資産証明書	6	1,800	6	0	300円
固定資産公課証明書	535	160,500	505	30	300円
(内 キャッシュレス決済)	7	2,100	5	2	
追 加	734	36,700	717	17	1筆(棟)50円
(内 キャッシュレス決済)	6	300	6	0	
住宅用家屋証明書	260	338,000	260		1,300円
(内 キャッシュレス決済)	3	3,900	3		
建物現況確認証明書	20	10,000	20		500円
建物滅失証明書	45	13,500	45		300円
事業所証明書	36	10,800	34	2	300円
固定資産(補充)台帳 登録事項証明書	12	3,600	12		300円
そ の 他	610	8,130	610		名寄帳1枚10円
合 計	14,476	4,552,030	11,196	3,280	

※1 出張所等…西部・東部出張所，市民窓口ステーション

※2 キャッシュレス決済…クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済の4種類

※3 コンビニ交付分…手数料については、地方公共団体情報システム機構への委託手数料を差し引いた分の額

市 税 概 要 (令和4年度版)

発行年月 令和4年8月

編 集 龍ヶ崎市市民生活部税務課・納税課

〒301-8611 龍ヶ崎市 3 7 1 0 番地

TEL 0297-64-1111

FAX 0297-60-1580
